

平成 2 2 年度助成事業に関する事業評価報告書

独立行政法人福祉医療機構

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

はじめに

独立行政法人福祉医療機構では、長寿・子育て・障害者基金による助成制度により、NPOなどの民間福祉活動団体による事業に対し、約20年の長きにわたって助成を行ってきた。

しかし、平成21年11月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、長寿・子育て・障害者基金については全額を国庫に返納し、以降の助成財源は必要額を毎年度予算要求することとなり、機構の助成制度は、平成22年度より「社会福祉振興助成事業」として、国庫補助金による助成制度に生まれ変わった。

新たな助成制度では、多様な社会資源がそれぞれの地域で有機的に連携・協働し、それぞれの得意とする活動を行いながら人と地域の絆を作り直し、支え合いと活気のある地域社会の再生を目指すシステムづくりに取り組み、高齢者・障害者が自立した生活が送れる社会、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる社会の実現を目指すことを助成事業の基本方針としている。

本委員会においては、この助成の仕組みが有効に機能し、効率的な資源配分がなされるよう、助成事業の実施状況や成果を評価することにより、優れた活動を見つけ普及に結びつけるだけでなく、改善点や課題なども積極的に抽出し、その後の助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させる、いわゆる「PDCA」のサイクルへ活かしていくことに努めるとともに、地域における新たな福祉課題を発掘し、新たな政策開発へ結びつけることにも取り組むこととしている。

本報告書は、本年度の本委員会のこうした取り組みのあらましをまとめたものである。

限られた資源を有効に配分し、より効果の高い助成事業とするためにも、事業評価による成果のさらなる活用に努め、より一層積極的な事業展開を期待したい。

平成24年3月

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

目 次

I 平成22年度助成事業に関する事業評価報告書

1. 事業評価について	1
(1) 事業評価の目的	1
(2) 事業評価の方法	3
2. 今年度評価の概要	6
(1) 平成23年度における評価方針	6
(2) 評価結果の概要	12
① 自己評価の概要	12
1) 7つの評価項目別の評価状況	13
2) 総合評価	15
② ヒアリング評価の概要	16
ア) NPO等の福祉活動事業	17
1) 評価項目別の評価結果	18
2) 総合評価結果	19
イ) 福祉用具の改良開発事業	21
③ 書面評価の概要	22
1) 評価項目別の評価結果	22
2) 総合評価結果	23
3. まとめ	25
(1) 「高齢者などの孤立防止」に関する事業	25
(2) 「児童虐待防止」に関する事業	27
(3) 「貧困対策」に関する事業	28
(4) 東日本大震災への支援	30
(5) 連携・ネットワークの重要性	32
おわりに	34

(参考)

○事業評価において特に優れた事業と認められた事業一覧（平成22年度事業）	39
--------------------------------------	----

I 平成２２年度助成事業に関する事業評価報告書

1. 事業評価について

(1) 事業評価の目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、前身である社会福祉・医療事業団の時代より20年以上にわたって、民間の福祉活動の振興のための助成を行ってきた。

助成事業の評価については、かねてよりその必要性や実施方法などについて検討を重ねてきていたが、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」の中で、「国が明確な政策目標を定め、事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分の実施を行う。」とされたことで、平成14年4月より本格的に実施をはじめることとなった。

平成15年10月の独立行政法人化以降、中期目標、中期計画、年度計画にそれぞれ位置づけられ、実施と見直しを重ねていく中で実施ノウハウの成熟を図ってきた。

その後、平成22年度からは、「長寿・子育て・障害者基金事業」から国庫補助金を財源とした「社会福祉振興助成事業」に変わり、これまで以上に事業成果や社会的効果が問われることとなり、「公的助成金の投入効果」について、さらなる明確さや客観性を備えた事業評価が求められている。

機構の助成事業において事業評価を実施する目的としては、「社会福祉振興助成事業の評価方針」において、次のような点を掲げている。

- ① 政策動向や国民ニーズを踏まえ助成した事業について、「期待した成果を上げているか、その成果が社会にどのような影響を与えたか」を効果測定すること。
- ② 優れた事業を広報することにより、全国・広域での普及啓発を図ること。
- ③ 評価結果を、助成プログラムの改善に活かすこと。
- ④ 限られた資源を有効に配分し、最大限の効果を上げること。
- ⑤ 新たな対応が必要な課題を発掘し、その課題を国に提言することにより政策への反映を図ること。
- ⑥ 評価結果を公表することにより、国庫補助金による助成事業の運営主体とし

て、国民に対する説明責任を果たすとともに、助成事業の一層の透明化を図ること。

機構においては、これらの点を目的として、次頁からの方法により前年度の助成事業の事後評価を中心に、事業評価を行っている。

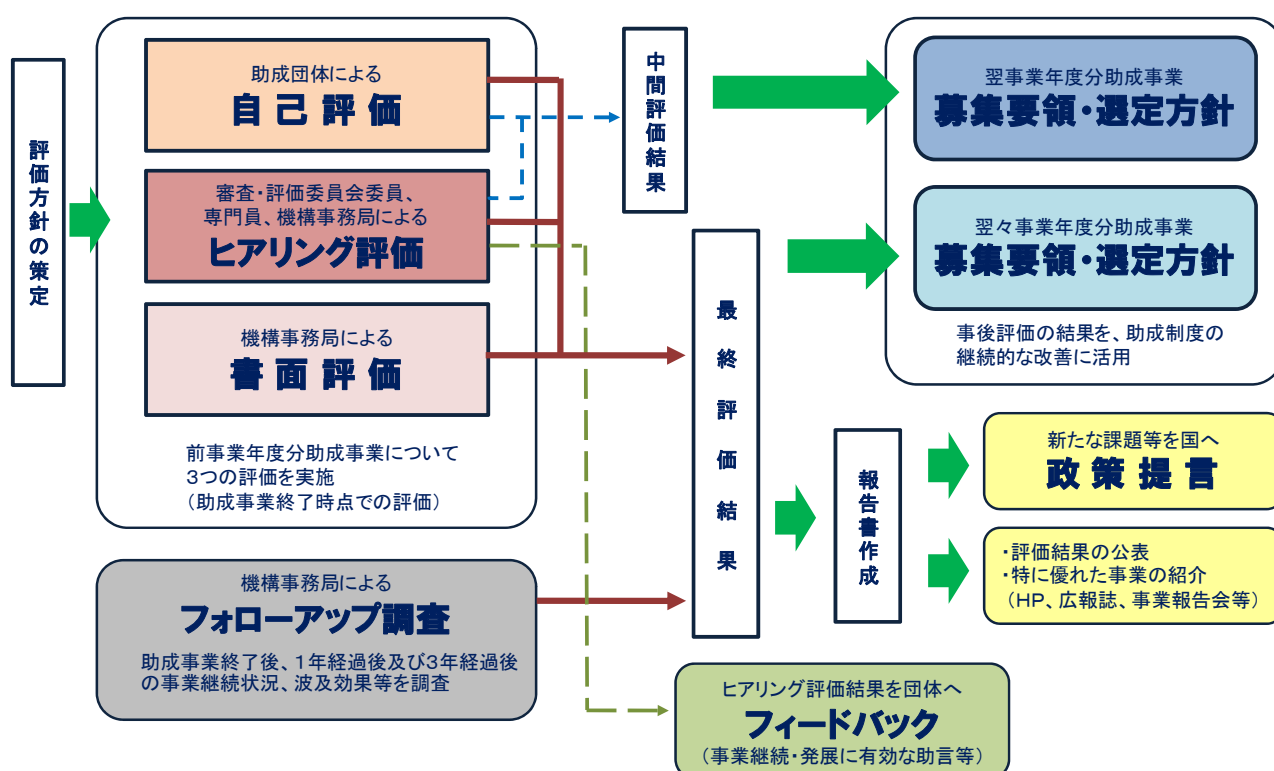
(2) 事業評価の方法

事業評価については、助成事業のプロセスや成果、課題などを適切に評価するとともに、その成果をその後の助成事業の改善に活かすいわゆる「PDCAサイクル」を形成するよう、図1「事業評価の仕組み」のような構成となっている。

まず、全ての助成事業について助成先団体による自己評価を行った上で、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）、福祉用具の改良開発事業に関する専門員（以下「専門員」という。）及び機構事務局によるヒアリング評価、並びに機構事務局による書面評価に基づく評価を行い、その成果を助成事業の選定方針や募集要領等の見直しに反映させるとともに、評価の結果から浮かび上がってきた新たな福祉課題等について国へ提言し、政策への反映を図ることとしている。

また、評価の結果、成果が特に大きく優れた事業であると認められた事業については、事業報告会やシンポジウム、広報誌等で紹介し、広く周知を図ることとしている。

図1 事業評価の仕組み



なお、助成事業終了直後における事業評価としては、自己評価、ヒアリング評価及び書面評価の3つの評価を、それぞれの特徴を活かしながら実施しているが、事業の実施手法によっては、助成事業終了直後においてはその成果を十分把握することが難しい事業もある。

このため、助成事業終了直後における評価に加えて、助成終了から1年以上経過した時点において、その継続状況や波及効果等を確認、評価するフォローアップ調査を、さらにその2年後、助成終了から3年以上経過した時点における継続状況等を把握するための継続フォローアップ調査も実施している。

また、ヒアリング評価の結果については、次年度以降の助成先選定に反映するほか、助成の仕組みそのものの改善に反映させるだけでなく、その評価結果を助成先団体にフィードバックすることによって、助成事業やその事業を実施した団体のその後の運営・改善に寄与させることとしている。

助成事業の事業評価に当たっては、以上の評価手法がそれぞれの特徴を活かして、効果的に実施される必要があるが、平成22年度助成事業に係る具体的な評価の進め方は、以下のとおりとした。

まず、第1段階としては、全助成事業（1,030事業）を対象に、助成先団体による自己評価の実施と、その結果集計を行った。自己評価の実施に当たって、助成先団体に対し、実施体制、手法の妥当性等、事業計画及び目的の達成度、団体組織上の効果、波及効果、費用対効果及び今後の事業展開について、その成果確認を求めることにより、当該事業について助成先団体が事業の見直しや今後の発展について考える契機とすることを目指した。

第2段階としては、全事業数の1割以上を目途に審査・評価委員会委員、専門員及び機構事務局がヒアリングに基づく評価を行った。ヒアリング評価等の成果については、以後の助成事業の募集要領や選定（具体的には平成24年度助成事業の選定）等に反映、活用させるとともに、前述のとおり、個別の助成事業のヒアリング

評価の結果については、助成事業やその事業を実施した団体のその後の運営・改善の参考に資するよう、評価結果を助成先団体に直接フィードバックすることとした。

また、その中から特に優れた事業と認められたものについては、事業成果の普及や他の団体への情報提供に資するため、本報告書の中にその概要を掲載するとともに、機構による広報や事例報告会などで、幅広く紹介することとしている。

第3段階としては、機構事務局において、助成先団体から提出される自己評価書や完了報告書、成果物等の書面資料に基づき、書面評価を行った。その上で、第1段階の自己評価及び第2段階のヒアリング評価の結果も含めて、平成22年度助成事業に関する全体としての評価結果を取りまとめ、今後、機構において助成の仕組みの改善等に反映、活用させるとともに、制度・施策の谷間にある新たな福祉課題に対し、高い成果を上げている助成事業の支援策等を取りまとめ、政策等へ結びつけるような提案等を行うこととした。

また、事業の継続・発展状況や社会的波及効果については、事業終了後一定期間を経過しないと十分な評価が困難なものもあることから、上記の評価に加えて、事業終了後1年以上を経過した時点（平成22年度助成事業については、平成24年7月時点を目途）でフォローアップ調査を別途行うこととするが、本報告書においては、今年度中に実施した第3段階（書面評価）までの事業評価の結果を取りまとめることとした。

なお、平成21年度助成事業に関するフォローアップ調査結果及び平成19年度助成事業に関する継続フォローアップ調査結果については、資料編に掲載している。

2. 今年度評価の概要

（1）平成23年度における評価方針

助成事業の事業評価については、これまでも評価の目的や実施方法、対象事業や評価内容等を具体的に取りまとめた評価方針を策定し、この評価方針に基づき評価を実施してきたところである。

平成２３年度は、評価事業を実施するにあたり、国庫補助金を財源として新たにスタートした平成２２年社会福祉振興助成事業を対象として各評価を実施することから、この新たな助成制度に対応した「社会福祉振興助成事業の評価方針」を策定し、この評価方針に基づき、各評価を実施してきた。

まず、ＮＰＯ等の福祉活動事業については、従来の評価は、「実施者の適性」、「手法の妥当性等」、「事業計画及び目的の達成度」といった７つの評価項目にそれぞれ３つの判断基準を設け、各判断基準について標準的又は一般的に望まれる程度以上の状態であるかといった視点で評価し、併せて、事業全体について「Ａ」から「Ｅ」の５段階の総合評価を行っていた。

新しい評価方針では、国庫補助金の投入に見合った成果の確認や、評価結果を優れた手法や成果の発掘などにダイレクトに反映させるため、従来の評価項目を大幅に見直し、プロセス評価と成果評価に再編し、評価項目毎に１から１０のスコアを付すことで総合評価結果を決定するスコアリング評価を導入した。

福祉用具の改良開発事業については、従来、長寿・子育て・障害者基金による交付金事業として公益財団法人テクノエイド協会において実施していたが、平成２２年度からは社会福祉振興助成事業として実施しているところである。

事業評価にあたっては、工学等の専門的な知見を必要とすることから、審査・評価委員会は、機構の理事長が専門員として委嘱した工学の専門家や福祉用具に精通した医師などの学識経験者に意見を聴くこととし、国庫補助金の投入に相応しいか、機器が完成したかなど、改良開発後の商品化・実用化の状況、今後の課題と解決方法、今後のさらなる改良開発の展開・方向性などの観点から、総合的に評価することとしている。

社会福祉振興助成事業の評価方針

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）を通じて、多様な社会資源がそれぞれの地域で有機的に連携・協働し、それぞれの得意とする活動を行いながら人と地域の絆をつくり直し、支え合いと活気のある地域社会の再生を目指すシステムづくりに取り組み、高齢者・障害者が自立した生活が送れる社会、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる社会の実現を目指すことを助成事業の基本方針としている。

助成事業の評価に当たっては、この基本方針を受け、助成を受けて実施された事業がどのような成果を上げ、社会にどのような影響を与えたかについて、次の方針に基づき行うものとする。

I 事業評価の目的

- （１）政策動向や国民ニーズを踏まえ助成した事業について、「期待した成果を上げているか、その成果が社会にどのような影響を与えたか」を効果測定すること。
- （２）優れた事業を広報することにより、全国・広域での普及啓発を図ること。
- （３）評価結果を、助成プログラムの改善に活かすこと。
- （４）限られた資源を有効に配分し、最大限の効果を上げること。
- （５）新たな対応が必要な課題を発掘し、その課題を国に提言することにより政策への反映を図ること。
- （６）評価結果を公表することにより、国庫補助金による助成事業の運営主体として、国民に対する説明責任を果たすとともに、助成事業の一層の透明化を図ること。

II NPO等の福祉活動事業の評価

1. 評価の方法

- （１）助成団体の評価（自己評価）
助成事業終了後、機構が定める様式（自己評価書）に基づき、助成団体が自己評価を実施する。
- （２）外部有識者によるヒアリング評価
外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会委員が、助成団体

を直接ヒアリングし、評価を実施する。

(3) 機構事務局によるヒアリング評価

機構事務局が、助成団体を直接ヒアリングし、評価を実施する。

(4) 書面評価

(2) 及び (3) のヒアリング評価の対象とならなかった事業について、助成団体が提出した事業完了報告書等に基づき、機構事務局が書面評価を実施する。

2. ヒアリング評価対象事業の選定方法

前年度に機構が助成した全助成事業の中から、一定の視点に基づき選定し、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会の審議を経て決定する。

3. 評価の項目・基準

(1) ヒアリング評価

ア. 評価項目

評価項目		評価の視点	ウエイト
プロセス評価	事業推進姿勢	・ 事業実施のための明確な理念を持っているか ・ 事業に取り組む意欲・積極性は十分だったか	1
	事業実施体制	・ 団体内部の実施体制が整っており、専門性を備えているか ・ 有効性、実効性のある外部資源の活用・連携ができたか	1
	事業実施プロセス	・ 事業目的の実現のため、効果的、効率的な手法を用いて実施できたか ・ 事業の利用者等の評価を確認し、継続的な改善に結び付けているか	1
成果評価	アウトプット (直接的成果)	・ 量的な指標をどの程度達成できたか	2
	アウトカム (質的成果)	・ 事業の利用者等のニーズを満たし、価値ある成果を上げることができたか	3
	インパクト (社会的成果)	・ 事業の成果が地域や社会へどのようなインパクトを与えると想定されるか ・ 事業の成果の他地域への広がりやその可能性がみられるか	2

※ウエイトの合計は 10

イ. 評価基準

レベル	スコア	評価指標
S	10	非常に高く評価できる水準にあるもの
	9	
A	8	高く評価できる水準にあるもの
	7	
B	6	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
	5	

C	4	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
	3	
D	2	全般的に多くの課題のあるもの
	1	

(2) 書面評価

ア. 評価項目

評価項目		評価の視点	ウェイト
プロセス評価	事業実施体制	・ 団体内部の実施体制が整っており、専門性を備えているか ・ 有効性、実効性のある外部資源の活用・連携ができたか	1
	事業実施プロセス	・ 事業目的の実現のため、効果的、効率的な手法を用いて実施できたか ・ 事業の利用者等の評価を確認し、継続的な改善に結び付けているか	2
成果評価	アウトプット（直接的成果）	・ 量的な指標をどの程度達成できたか	3
	アウトカム（質的成果）	・ 事業の利用者等のニーズを満たし、価値ある成果を上げることができたか	4

※ウェイトの合計は 10

イ. 評価基準

レベル	スコア	評価指標
S	10	非常に高く評価できる水準にあるもの
	9	
A	8	高く評価できる水準にあるもの
	7	
B	6	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
	5	
C	4	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
	3	
D	2	全般的に多くの課題のあるもの
	1	

3. 総合評価

「ア. 評価項目」の項目ごとに「イ. 評価基準」の5段階（SからD）で評価し、レベルのなかでも上位に近いのか下位に近いのかを判定したうえで、各評価項目のスコアを決定する。

各評価項目のスコアに「ア. 評価項目」のウェイトを掛け合わせ、その合計を総合スコアとする。

総合スコアをもとに、次の5段階（SからD）で総合評価を決定する。

総合評価	総合スコア	評価指標
S	90 以上	非常に高く評価できる水準にあるもの
A	70 以上 90 未満	高く評価できる水準にあるもの
B	50 以上 70 未満	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
C	30 以上 50 未満	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
D	30 未満	全般的に多くの課題のあるもの

Ⅲ 福祉用具の改良開発事業の評価

1. 評価の方法

(1) 助成団体の評価（自己評価）

助成事業終了後、機構が定める様式（自己評価書）に基づき、助成団体が自己評価を実施する。

(2) 外部有識者によるヒアリング評価

外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会の専門員が、助成団体を直接ヒアリングし、評価を実施する。

2. ヒアリング評価対象事業の選定方法

平成22年度に機構が助成した全助成事業の中から、専門員の意見を踏まえ、一定の視点に基づき選定し、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会の審議を経て決定する。

3. 評価の項目・基準及び総合評価

商品化（実用化）の状況、今後の課題と解決方法、今後の展開・方向性などの観点から、次の4段階（AからD）で総合評価を決定する。

総合評価	評価指標
A	当初の目標を上回り遂行できているもの
B	当初の目標をほぼ予定どおり遂行できているもの
C	当初の目標を遂行できているが、一部課題のあるもの
D	さらに努力が必要なもの

IV 評価結果の活用

1. 団体へのフィードバック

ヒアリング評価の結果については、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会の審議を経たのち、評価を担当した委員、専門員及び機構事務局それぞれの所見を付して、評価対象団体あてにフィードバックすることにより、制度や機構内部の改善のみならず、団体の活動や事業展開の参考にも供することとする。

2. 審査への反映

ヒアリング評価により得られた事業の評価結果については、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において共有し、以後の審査の参考とする。

3. 優れた事業の普及啓発

評価の結果、特に優れていると認められた事業については、機構ホームページ、広報誌、事業報告会などにより広報することで、全国・広域での幅広い普及啓発を図る。

4. 評価結果の公表、助成制度の改善、政策への提言

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会は、評価結果を年度末に事業評価報告書として取りまとめ、機構に報告、提案するとともに、機構は、機構ホームページ上などで公表する。

また、機構はその内容に基づき、助成制度の改善に努めるとともに、課題によって国に対して政策の提言を行う。

V 委員及び専門員の遵守事項

- (1) 委員及び専門員は、公平・公正で厳格な評価を行うべきことを常に認識すること。
- (2) 評価の公平・公正を確保するため、委員及び専門員がヒアリング評価の対象団体の運営に関わるなど利害関係者に該当する場合は、当該団体のヒアリング評価を実施できないこと。
また、当該団体の役職員と親密な個人的関係があるなど利害関係者に該当すると自ら判断した場合は、当該団体のヒアリング評価を担当しないこと。
なお、利害関係者に該当し、ヒアリング評価を担当しない場合は、その旨を機構事務局に報告すること。
- (3) 委員及び専門員は、評価を行う際に知り得た情報を第三者に漏らしてはならないこと。

(2) 評価結果の概要

① 自己評価の概要

助成先団体による自己評価については、平成22年度に助成を行った1,030事業（うち先進的・独創的活動支援事業285事業、地域活動支援事業644事業、障害者スポーツ支援事業101事業）の全助成先団体に対して、事業の実施状況を確認するため、自己評価書（資料編 P. 1 様式）の提出を依頼した。

この自己評価は、助成先団体が助成事業終了直後の時点で、実施した助成事業の内容を振り返ることにより自己点検の機会とし、それによって得られる成果を以降の活動に活かしていただくこと、また、会計的な精算だけでなく、事業の質的な状況や成果についても明らかにすることなどを目的として実施している。

評価項目は、「実施体制」、「手法の妥当性等」、「事業計画及び目的の達成度」、「団体組織上の効果」、「波及効果」、「費用対効果」及び「今後の事業展開」の7つの評価項目を軸とし、それぞれ3つの設問を付した21項目となっている。

この21項目の設問についてそれぞれ「実施できた」か「実施できなかった」かなど、二者選択方式とし、併せてAからEまでの5段階の「総合評価」を行う自己評価となっている。

提出された自己評価書による7つの評価項目別の評価状況及び総合評価A～Eの全体的な状況は以下のとおりである。（詳細については資料編 P. 8 参照）

表1 平成22年度 助成事業の自己評価書による評価項目別の全体的傾向

（単位：件）

区 分	先進的・独創的活動支援事業				地域活動支援事業				障害者スポーツ支援事業				全 体			
	十分		不十分		十分		不十分		十分		不十分		十分		不十分	
① 実施体制	805	94.2%	50	5.8%	1,769	91.6%	163	8.4%	292	96.4%	11	3.6%	2,866	92.8%	224	7.2%
② 手法の妥当性等	770	90.1%	85	9.9%	1,662	86.0%	270	14.0%	261	86.1%	42	13.9%	2,693	87.2%	397	12.8%
③ 目的の達成度	731	85.5%	124	14.5%	1,669	86.4%	263	13.6%	258	85.1%	45	14.9%	2,658	86.0%	432	14.0%
④ 組織上の効果	734	85.8%	121	14.2%	1,664	86.1%	268	13.9%	273	90.1%	30	9.9%	2,671	86.4%	419	13.6%
⑤ 波及効果	554	64.8%	301	35.2%	1,142	59.1%	790	40.9%	184	60.7%	119	39.3%	1,880	60.8%	1,210	39.2%
⑥ 費用対効果	824	96.4%	31	3.6%	1,835	95.0%	97	5.0%	290	95.7%	13	4.3%	2,949	95.4%	141	4.6%
⑦ 今後の事業展開	819	95.8%	36	4.2%	1,842	95.3%	90	4.7%	294	97.0%	9	3.0%	2,955	95.6%	135	4.4%

（注）表中の件数については、各評価項目ごとに3つの設問があるためその合計数を表しており、パーセンテージは各評価項目の十分・不十分の構成比を表す。

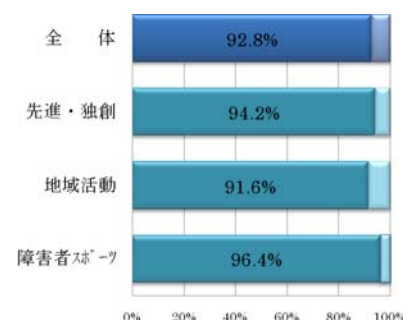
1) 7つの評価項目別の評価状況

①実施体制

全体で92.8%の事業が肯定的な回答をしている。助成区分別では、地域活動支援事業の該当率がやや低くなっているが、これは小規模な任意団体などが計画に見合った実施体制をとれなかったとの認識によるものと考えられる。

設問項目では、21の設問中、問1「団体の理念や使命感に沿ったものであったか」について、地域活動支援事業の4事業を除く99.6%の事業が「沿っていた」と回答している。

図2-①

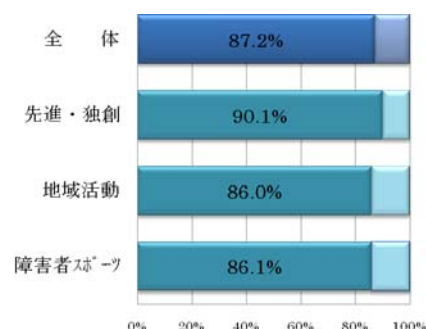


②手法の妥当性等

全体で87.2%の事業が肯定的な回答をしている。

設問項目では、問4「手法に問題点はなかったか」について、「なかった」と回答した事業は全体で71.7%に止まっており、約3割の事業が実施過程において、予期せぬ問題や新たな課題に直面したと考えられる。

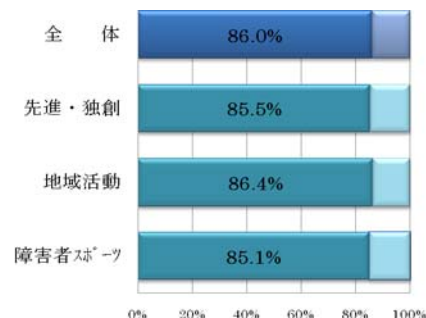
図2-②



③事業計画及び目的の達成度

全体で86.0%の事業が肯定的な回答をしている。9割近くの事業において、事業計画及び目的に見合った達成度が得られている。

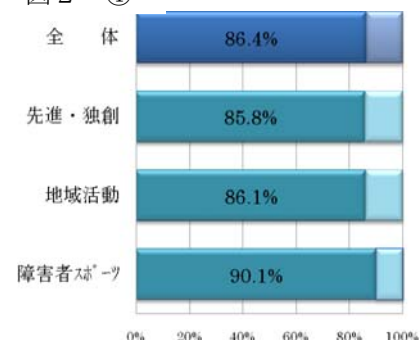
図2-③



④団体組織上の効果

全体の86.4%の事業が肯定的な回答となっている。助成区分別では、障害者スポーツ支援事業の該当率が高く、特に、問12「新たなネットワークの構築」については、「できた」と回答した事業は97.0%で、障害者スポーツの認知度の向上の可能性がうかがえる。

図2-④



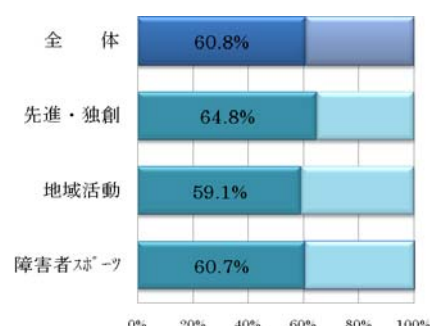
なお、独立行政法人としての年度計画において「助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関との連携等の効果があった事業を80%以上とする」とされているが、問12「新たなネットワークの構築」については、全体で91.5%の事業について「できた」と回答しており、助成事業を通じて新たな他団体・関係機関との連携等の効果があったものと思料される。

⑤波及効果

全7つの評価項目のうち、60.8%と最も低い回答となっている。特に、問15「他団体が類似の事業を実施した、又は、類似の事業を行う団体が設立されましたか」については、他団体への波及には時間のかかる場合もあり、36.0%となっている。

なお、波及効果については、助成事業の実施期間終了後に徐々に表れるものであり、次年度以降に実施するフォローアップ調査等において、その後の効果を検証しているところである。

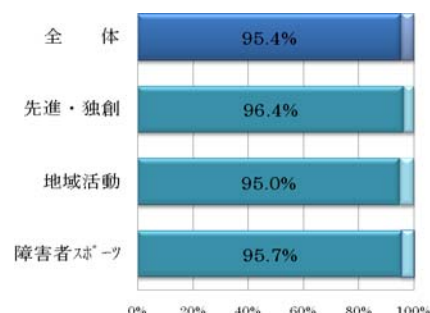
図2-⑤



⑥費用対効果

全体の95.4%と全7つの評価項目のうち2番目に高い割合で肯定的な回答となっている。9割以上の事業において、費用に見合った効果を上げる事業内容であったと認識している。

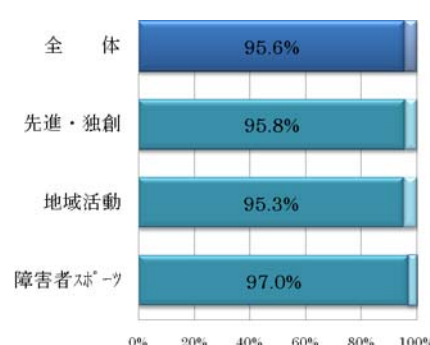
図2-⑥



⑦今後の事業展開

全7つの評価項目のうち、95.6%と最も高い回答となっている。以後の事業継続や発展を企図している比率が高いことがうかがえる。助成区分別では、障害者スポーツ支援事業が最も高く、問20「普及に取り組む計画か」については、100%が「計画あり」と回答している。

図2-⑦



2) 総合評価 — 8割以上の事業について「高い」又は「極めて高い」と評価 —

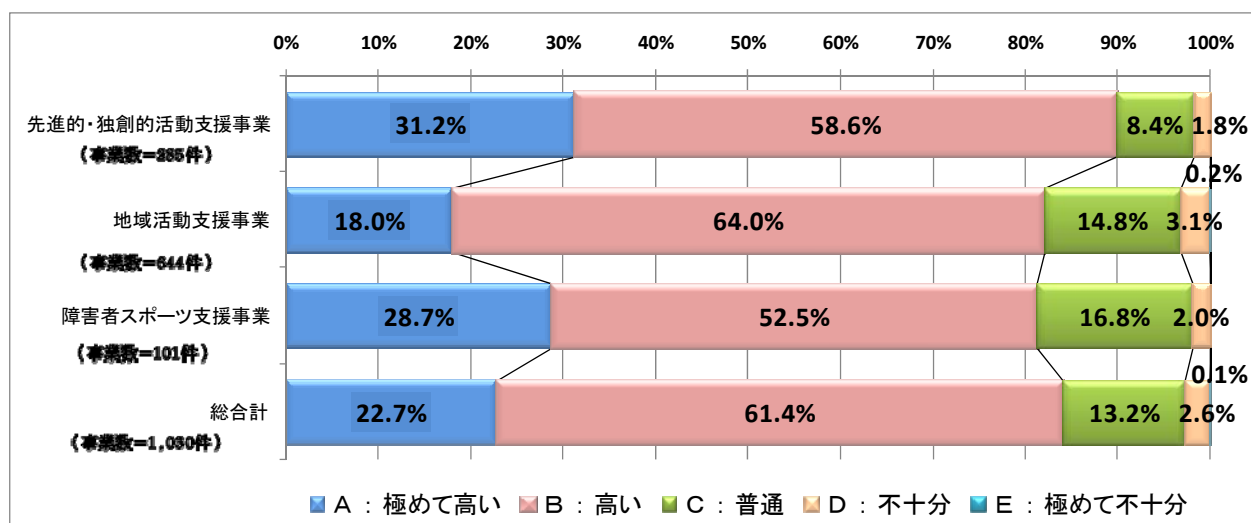
自己評価においては、全事業でみると、「A（極めて高い）」評価が234事業で22.7%、「B（高い）」評価が632事業で61.4%、「C（普通）」評価が136事業で13.2%、「D（不十分）」評価が27事業で2.6%、「E（極めて不十分）」評価が1事業で0.1%、という結果で、Bの約6割を中心として、A、Cの順の割合となった。（表2）

表2 平成22年度 助成事業の自己評価書による総合評価の全体的傾向

（単位：件）

区分		先進的・独創的活動支援事業		地域活動支援事業		障害者スポーツ支援事業		全体	
		事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比
総合評価	A: 極めて高い	89	31.2%	116	18.0%	29	28.7%	234	22.7%
	B: 高い	167	58.6%	412	64.0%	53	52.5%	632	61.4%
	C: 普通	24	8.4%	95	14.8%	17	16.8%	136	13.2%
	D: 不十分	5	1.8%	20	3.1%	2	2.0%	27	2.6%
	E: 極めて不十分	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%	1	0.1%
	合計	285	100.0%	644	100.0%	101	100.0%	1,030	100.0%

図3 平成22年度助成事業の自己評価書による総合評価の全体的傾向



助成区分ごとにみると、先進的・独創的活動支援事業、地域活動支援事業、障害者スポーツ支援事業の順にA、B評価の割合が多く、高めの自己評価となっている。

自己評価の性質上、主観的な評価ではあるものの、平成22年度においてもほ

とんどの事業が「C（普通）」以上の総合評価とし、当初の目的を達成して成果を上げていると評価している。

具体的には、「A」の「極めて高い水準」又は「B」の「高い水準」と回答した団体が80%を超え、「C」の「普通的水準」を含めると全体で97.3%の事業において、「普通的水準」以上の評価としている。

また、個別の設問21項目においても、一部の設問を除き、80%以上の該当率として回答されている。しかし、「波及効果」については、例年同様比較的低い該当率となっており、これは事業終了直後の自己評価の時点では、その成果の広がり具合を明確に把握することは難しい事業も多いことが考えられる。したがって、これらについては、さらにヒアリング評価や、フォローアップ調査等において一定期間経過後における評価を確認することが重要である。

② ヒアリング評価の概要

ヒアリング評価については、審査・評価委員会で決定した「社会福祉振興助成事業の評価方針」に基づき、前年度に実施された全助成事業のうち、1割以上について実施することとしている。

この評価は、審査・評価委員会委員、専門員及び機構事務局が助成事業を実施した団体に直接話を伺い、助成事業の実施状況やその成果をつぶさに確認することを目的として、平成23年7月から平成24年1月までの間に、助成した全1,030事業のうち113事業（NPO等の福祉活動事業102事業、福祉用具の改良開発事業11事業）について実施した。

表3 平成22年度助成事業 ヒアリング実施事業の内訳（助成区分別）

（単位：件）

項目	ヒアリング 実施事業数	先進的・独創的 活動支援事業	地域活動 支援事業
NPO等の福祉活動事業	102	56	46
福祉用具の改良開発事業	11	11	—
合計	113	67	46

ヒアリング評価は、1つの事業について複数の評価者が同時にヒアリングを行い、

各評価者の合議により総合評価の結果を決定するというプロセスを踏むことで、より客観的な評価を得るとともに、各評価者からの多角的な助言等を取りまとめることができる体制をとることとした。

ア) NPO等の福祉活動事業

評価対象事業の選定にあたっては、これまでも年度当初に評価方針を定め、助成事業の規模や自己評価の状況など一定の評価の切り口を基準に行ってきたところである。

助成制度が新たなものとなり、より政策を反映し助成の効果を最大化するために、助成対象とする福祉課題や分野をかなり限定することとなった。また、翌年度以降の助成対象テーマや重点的に支援すべき事業など、国への提案等に事業評価をとおして得られた結果や成果を活用するために、特定の助成分野や課題毎に一定数の評価を実施した。

このため、本年度のヒアリング評価の対象事業については、平成22年度に実施した助成事業のなかから、機構が重点的に支援する事業として掲げている「高齢者などの孤立防止」、「児童虐待防止」及び「貧困対策」に関する分野に該当する事業に焦点を絞り、ヒアリング評価の対象事業を選定することとした。

なお、本年度は、平成23年7月から11月までの間、先進的・独創的活動支援事業については56事業、地域活動支援事業については46事業、合計102事業のヒアリング評価を実施することとした。

評価の事業別内訳は、表4のとおりである。

表4 平成22年度 NPO等福祉活動事業にかかるヒアリング実施事業の内訳（助成区分別、事業別）

(単位:件)

項目	ヒアリング実施事業数		高齢者などの孤立防止		児童虐待防止		貧困対策	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
先進的・独創的活動支援事業	56	100.0%	26	46.4%	15	26.8%	15	26.8%
地域活動支援事業	46	100.0%	26	56.5%	10	21.7%	10	21.7%
合計	102	100.0%	52	51.0%	25	24.5%	25	24.5%

1) 評価項目別の評価結果 — 何れの評価項目も高く評価できる水準 —

次の表5及び図4は、ヒアリング評価を実施した102事業の評価項目別の評価結果の平均値を事業別に表したものである。

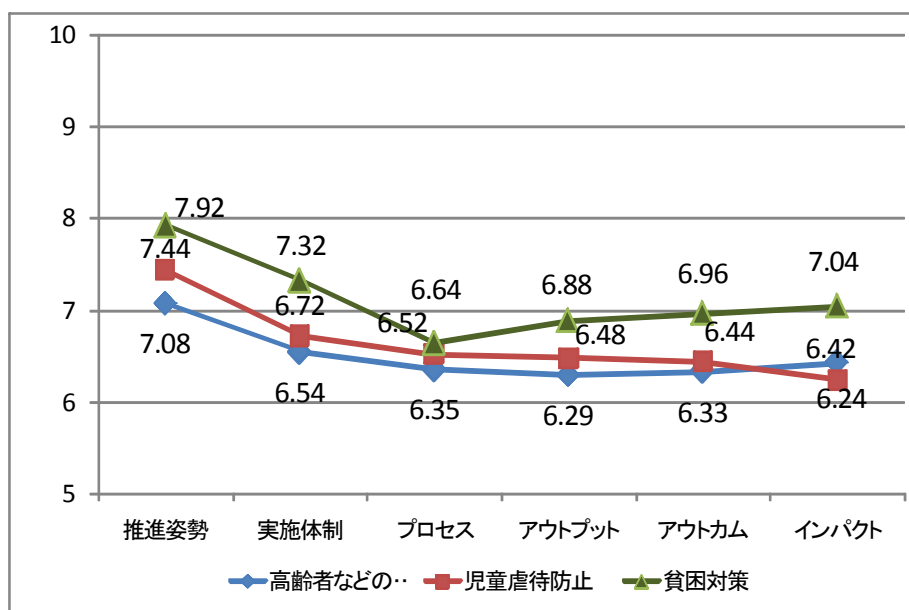
全体をとおして、6つの評価項目全てにおいて概ね良好な評価結果が得られており、重点的に支援する「高齢者などの孤立防止」、「児童虐待防止」及び「貧困対策」に関する事業については、概ね当初の事業目的・事業計画で期待された一定のレベル以上の成果を上げていると考えられる。

表5 平成22年度助成事業 ヒアリング評価項目別の評価結果 —平均値— (事業別)

(単位:ポイント)

項目	プロセス評価			成果評価		
	推進姿勢	実施体制	プロセス	アウトプット	アウトカム	インパクト
高齢者などの孤立防止	7.08	6.54	6.35	6.29	6.33	6.42
児童虐待防止	7.44	6.72	6.52	6.48	6.44	6.24
貧困対策	7.92	7.32	6.64	6.88	6.96	7.04
全体	7.37	6.77	6.46	6.48	6.51	6.53

図4 平成22年度助成事業 ヒアリング評価項目別の評価結果 —平均値— (事業別)



▼ 評価基準

レベル	スコア	評価指標
S	10	非常に高く評価できる水準にあるもの
	9	
A	8	高く評価できる水準にあるもの
	7	
B	6	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
	5	
C	4	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
	3	
D	2	全般的に多くの課題のあるもの
	1	

評価項目別にみると、「事業推進姿勢」については、何れの事業においても、事業実施のための明確な理念や事業に取り組む意欲・積極性について高く評価できる水準にあり、NPOならではの取組み姿勢の真摯さや事業に対する積極性などが評価結果に表れている。

また、「事業実施プロセス」については、高く評価できる水準にあるものの、全体では6.46ポイントと最も低い。これは、評価の対象とした事業の一部に、計画の立案や費用見積もりに慎重さが求められ、効率的・効果的な実施に向けての更なる工夫が望まれる事例がみられたことによるものと考えられる。

成果評価である「アウトプット」、「アウトカム」及び「インパクト」に関しては、各項目ともに高い評価結果であった。そのなかでも、「貧困対策」に関する事業は3つの評価項目ともに7.0ポイント前後という高い水準であった。

一方、「高齢者などの孤立防止」、「児童虐待防止」に関する事業については、低めの水準に止まっている。事業の特徴として、これから起こり得る問題を予防的な支援で未然に防ごうという要素が強い事業も多く、事業完了時点では具体的な効果が見えにくいといったことが要因となっているものと思われる。特に、児童虐待防止については、活動内容の秘匿性を保たねばならない事業も含まれており、成果を広く公開するための活動に課題が残るケースも一部に存在した。このことから、ややインパクトが低くなったのではないかと考えられる。

2) 総合評価結果 - 「児童虐待防止」と「貧困対策」は50%超の事業で高評価 -

総合評価の結果は、表6、図5のとおりである。

全体としては、Bの「良好な水準にあるが、一部課題のあるもの」が48.0%を占め最も多く、次いでAの「高く評価できる水準にあるもの」が41.2%で、Sの「非常に高く評価できる水準にあるもの」の2.0%を含めると、ほとんどの事業が総合評価でB以上の評価を得ており、ほぼ当初の計画どおりに事業が実施されるとともに、その成果も期待どおり若しくは期待以上の水準にあるという結果であった。

また、事業別にみると、A評価以上の割合では、「貧困対策」に関する事業が6

4.0%と最も多く、次いで、「児童虐待防止」に関する事業の52.0%、「高齢者などの孤立防止」に関する事業の28.8%の順であった。

「高齢者などの孤立防止」に関する事業については、概ね計画どおりに事業を遂行してはいるものの、予防的な支援で孤立を未然に防ぐという要素が強い事業も多く、事業完了時点では具体的な効果が見えにくいといったことが要因となり、A評価以上の割合が3割弱に止まっているものと思われる。

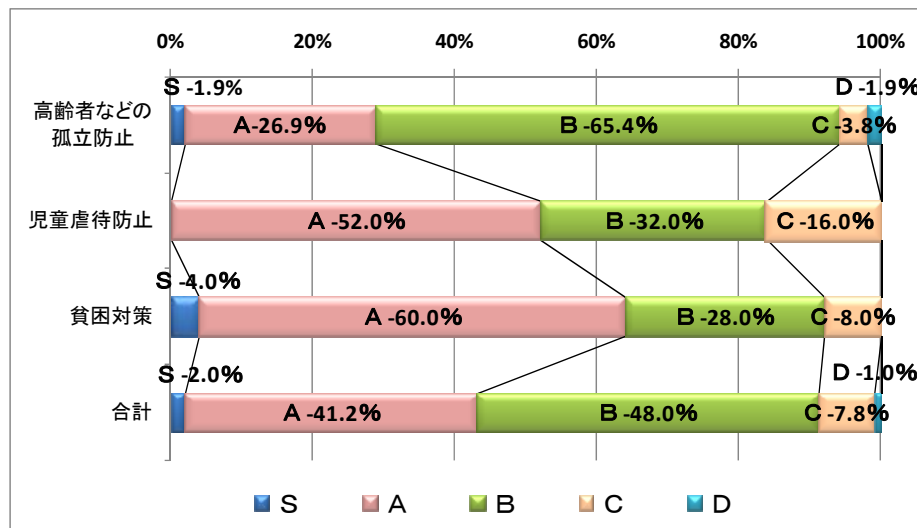
表6 平成22年度助成事業 ヒアリング実施事業の総合評価結果（助成区分別、事業別）

（単位：件）

区 分	全体（①+②）						先進的・独創的活動支援事業①						地域活動支援事業②					
	合計	S	A	B	C	D	小計	S	A	B	C	D	小計	S	A	B	C	D
高齢者などの孤立防止	52 (100.0%)	1 (1.9%)	14 (26.9%)	34 (65.4%)	2 (3.8%)	1 (1.9%)	26 (100.0%)	1 (3.8%)	4 (15.4%)	19 (73.1%)	1 (3.8%)	1 (3.8%)	26 (100.0%)	0 (0.0%)	10 (38.5%)	15 (57.7%)	1 (3.8%)	0 (0.0%)
児童虐待防止	25 (100.0%)	0 (0.0%)	13 (52.0%)	8 (32.0%)	4 (16.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)	0 (0.0%)	9 (60.0%)	2 (13.3%)	4 (26.7%)	0 (0.0%)	10 (100.0%)	0 (0.0%)	4 (40.0%)	6 (60.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
貧困対策	25 (100.0%)	1 (4.0%)	15 (60.0%)	7 (28.0%)	2 (8.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)	1 (6.7%)	10 (66.7%)	3 (20.0%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	10 (100.0%)	0 (0.0%)	5 (50.0%)	4 (40.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)
合計	102 (100.0%)	2 (2.0%)	42 (41.2%)	49 (48.0%)	8 (7.8%)	1 (1.0%)	56 (100.0%)	2 (3.6%)	23 (41.1%)	24 (42.9%)	6 (10.7%)	1 (1.8%)	46 (100.0%)	0 (0.0%)	19 (41.3%)	25 (54.3%)	2 (4.3%)	0 (0.0%)

図5 平成22年度助成事業 ヒアリング実施事業の総合評価結果（事業別）

▼ 総合評価の評価指標



総合評価	評価指標
S	非常に高く評価できる水準にあるもの
A	高く評価できる水準にあるもの
B	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
C	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
D	全般的に多くの課題があるもの

以上がNPO等の福祉活動事業に関するヒアリング評価の概要である。個別のヒアリング評価結果については、以降の事業継続や団体の運営などに活かしていただくため、ヒアリング評価を実施した助成先団体全てにフィードバックを行っ

ている。また、特に優れていると評価された事業については、本報告書に、事業の概要や評価のポイントなどについて掲載するとともに、機構のホームページにおいても優良事例として広く紹介している。

なお、「地域活動支援事業」については、地域に根差した活動を支援することを踏まえ、機構事務局が助成先団体の事務所や実際に活動されている実践場所にうかがい、書面や電話だけでは知り得ることのできない状況も確認することとしている。その際、評価の実施のみならず、他地域での助成事例の紹介や助成金に関する情報などについての情報提供のほか、団体に対するアドバイスを行うことや、助成制度に対する感想・意見などをお知らせいただくなど、顧客サービスや現場との意見交換などの貴重な機会となっている。

また、ヒアリング評価をとおして得られた評価結果などについては、本報告書に活かすとともに、平成24年度助成対象テーマ等の見直しに関する国への提案や、「平成24年度社会福祉振興助成事業募集要領」及び「平成24年度社会福祉振興助成事業の選定方針」に反映し、助成プログラムの改善に活かしているところである。

イ) 福祉用具の改良開発事業

福祉用具の改良開発事業については、平成22年度に助成した全11事業について、平成23年8月及び平成24年1月の2回に分け、専門員によるヒアリング評価が実施された。

評価の結果は、機器等の改良開発が当初の目標を上回り遂行できているものが3割、当初の目標をほぼ予定どおり遂行できているものが5割であり、概ね8割の事業について予定どおり遂行できていると評価された。

個別の助成事業のヒアリング評価については、以降の商品化や普及、更なる改良開発などに活かしていただくため、ヒアリング評価を実施した助成先団体全てにフィードバックを行っている。

また、特に優れていると評価された事業については、本報告書に掲載するとともに、機構のホームページにおいても優良事例として広く紹介している。

③ 書面評価の概要

書面による評価は、平成22年度の全1,030事業のうち、ヒアリング評価の対象となった113事業および震災の影響による中止等の2事業を除く合計915事業について、機構事務局において実施した。

評価に用いた書面等は、助成団体によって作成された助成金要望書、交付申請書、進捗状況調査票、事業完了報告書、自己評価書並びに事業の成果物（事業報告書その他の作成物等）である。

評価の実施にあたっては、評価時点のみの関わりではなく、事業の内定段階から助成事業の完了まで関わりをもった助成担当者による、より長期的な視点に基づいた評価を実施することによって、事業計画時の状況、事業実施期間中の進捗・経過なども加味したうえで、表面上の内容に留まらない評価を行った。

評価項目については、限られた材料により行うため、プロセス評価の「事業実施体制」及び「事業実施プロセス」、成果評価の「アウトプット」及び「アウトカム」の4項目とした。

ア) 評価項目別の評価結果 ー何れの評価項目も概ね6ポイント前後ー

書面評価の対象に該当する全915事業の評価項目別の評価結果については、表7および図6のとおりである。

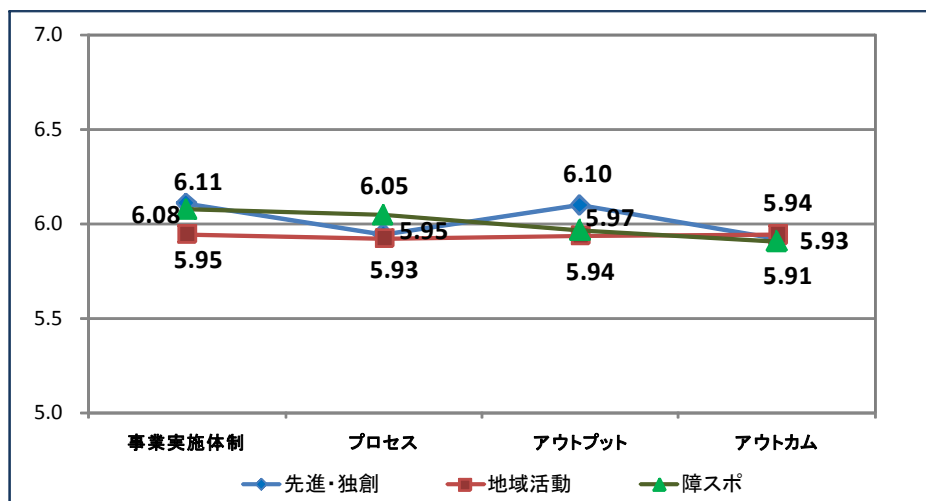
項目別にみると、助成区分毎に大きな差異はなく、何れの評価も5.91ポイントから6.11ポイントの間に収まっており、良好な水準以上にあると考えられる。

表7 平成22年度助成事業 書面評価の評価項目別評価結果 -平均値- (助成区分別)

(単位:ポイント)

区分	プロセス評価		成果評価	
	事業実施体制	プロセス	アウトプット	アウトカム
先進的・独創的活動支援事業	6.11	5.95	6.10	5.93
地域活動支援事業	5.95	5.93	5.94	5.94
障害者スポーツ支援事業	6.08	6.05	5.97	5.91
全体	6.00	5.95	5.98	5.94

図6 平成22年度助成事業 書面評価の評価項目別評価結果
-平均値- (助成区分別)



▼ 評価基準

レベル	スコア	評価指標
S	10	非常に高く評価できる水準にあるもの
	9	
A	8	高く評価できる水準にあるもの
	7	
B	6	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
	5	
C	4	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
	3	
D	2	全般的に多くの課題のあるもの
	1	

イ) 総合評価結果 — 95.6% が良好な水準以上に —

総合評価の結果については、表8及び図7のとおりである。

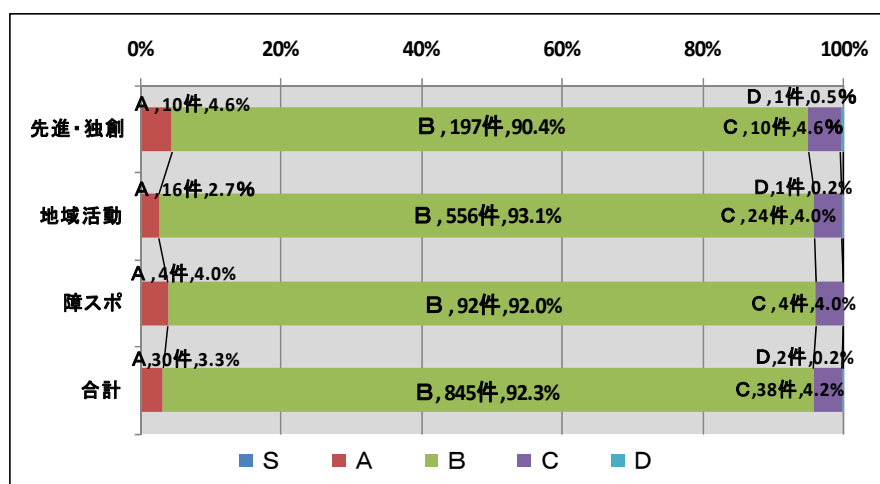
各助成区分ともに95%以上の事業について、良好な水準以上にあるといった評価が得られており、大半の助成事業が当初の事業計画に基づいた一定の成果を上げていると考えられる。

表8 平成22年度助成事業 書面評価の総合評価結果 (助成区分別)

(単位: 件)

区分		S	A	B	C	D	合計
先進的・独創的活動支援事業	小計	0	10	197	10	1	218
	(割合)	0.0%	4.6%	90.4%	4.6%	0.5%	100.0%
地域活動支援事業	小計	0	16	556	24	1	597
	(割合)	0.0%	2.7%	93.1%	4.0%	0.2%	100.0%
障害者スポーツ支援事業	小計	0	4	92	4	0	100
	(割合)	0.0%	4.0%	92.0%	4.0%	0.0%	100.0%
全 体	合計	0	30	845	38	2	915
	(割合)	0.0%	3.3%	92.3%	4.2%	0.2%	100.0%

図7 平成22年度助成事業 書面評価の総合評価結果（助成区分別）



▼ 総合評価の評価指標

総合評価	評価指標
S	非常に高く評価できる水準にあるもの
A	高く評価できる水準にあるもの
B	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
C	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
D	全般的に多くの課題があるもの

評価指標ごとにみると、全体で、非常に高く評価できる水準（S）にある事業は残念ながらみられなかったものの、高く評価できる水準（A）にある事業が30件みられ、なかには市の委託事業として予算化することとなった事業や、メディアに取り上げられたことがきっかけで行政と連携をはじめた事業など、助成事業によって波及効果が早速表れた事業もみられた。また、一定の水準にあるが課題がある事業、多くの課題がある事業も40件みられ、なかには当初の目的、事業計画の内容との乖離が生じていたものなどもみられた。

書面評価は、事業完了報告書、自己評価書、事業の成果物（事業報告書その他の著作物等）などの限られた材料により行うため、事業の成果の確認には限界もあり、総合評価結果については、S評価がみられず、全体の92%の事業がB（良好な水準）評価という結果となった。今後は、助成事業の実施により高い成果を上げている事業をより多く発掘するためにも、ヒアリング評価の実施割合を高めるとともに、書面評価の評価者である機構事務局スタッフのさらなる専門性の向上に努めていくべきといえる。

なお、書面評価を行った事業にあっても、助成事業を呼び水として今後どのような波及効果が生まれるか、フォローアップ調査などの手段で継続の状況を掴み、現地への訪問等や電話での聴き取りなど、引き続き事業の成長を見守るなどして事業内容を追うこととしたい。

3. まとめ

前述の通り、本年度一年間にわたり、平成22年度助成事業の自己評価、ヒアリング評価、書面評価などを実施した結果から、ほとんどの助成事業において、概ね当初の事業計画に沿った事業の実施、事業目標の達成が為されていることが確認された。

特にヒアリング評価の結果では、「高齢者などの孤立防止」、「児童虐待防止」及び「貧困対策」に関する事業については、一定以上の成果を上げていることが認められた。

また、本事業評価と別に、本年度に重点的に支援している上記の事業及び東日本大震災で被災された方等の支援に関する事業について、機構事務局が助成事業を実施している現場などを訪ね、現実にはどのような課題やニーズが存在し、機構としてどのような活動に対して、いかに効果的な支援ができるかなどについて、現場に学ぶ取り組みを行ってきた。

以下においては、こうした結果なども基にしつつ、これらの課題や支援策、今後の助成の方向性などについて、提起していくこととする。

(1) 「高齢者などの孤立防止」に関する事業

高齢化や核家族化などによって、単身あるいは高齢者夫婦のみの世帯が急増しているが、このような高齢者の孤立した生活は今や特別な家族形態ではなく、単身高齢者世帯や老老介護世帯における「孤立死」といった社会問題にも発展しつつある。

また、これまで長期にわたり病院や施設で生活していた精神障害者や知的障害者などの地域生活への移行の促進により、日常生活において常時支援の必要な障害者なども地域の中で多くみられるようになった。

これらの高齢者や障害者は、介護保険や自立支援給付の各サービスを利用することで、日常生活に必要な支援を受けているが、地域の中で普通の暮らしをするにはサービスの質・量ともに十分とはいえず、日々の生活の中で生じる細かなニーズに即応することも困難な場合も多く、介護を担う家族は疲弊し、世帯全体が大きなり

スクを抱えることとなる。

こうした高齢者などが孤立することで生じる様々な問題には、地域の人々の関係が良好なコミュニティづくりとともに、予防的な視点による取り組みが必要となる。

例えば、本助成事業で実施されている配食やご用聞きなどのサービスを通じた見守り活動やアウトリーチ活動、サロンなど地域住民との交流の場などの居場所づくりは、孤立しがちな高齢者や障害者などが他者との関わりを持つことで、孤独感や不安感を和らげるといった効果が期待できる取り組みといえる。

また、高齢・障害・独居・貧困といった課題を重複して抱え、地域から孤立した生活を送っている方への支援には、対象者の状況やニーズを詳細に把握し、行政・福祉・保健・医療等の様々な地域資源につなぐための判断力を備えた「ハブ」となる人の役割が重要となる。こういった役割の多くは福祉事務所等のケースワーカーなどが担っている場合もあるが、行政機関として様々な制約もあり、制度の谷間や多様化する多くの課題に柔軟性をもって対応することは現実的には難しく、制度につながる事が困難な方が、地域で孤立した状態におかれていることもある。このような課題に取り組む事例では、NPOが行政等の様々な地域資源をつなぐ「ハブ」となり、それぞれの機関の専門性を生かした支援体制を構築することで、対象者の個々の状況に応じたきめ細かで柔軟な支援を実現するといった成果を上げている。

こうした活動を継続・定着させていくためには、スタッフや支援者の確保・育成、地域住民の理解を得るための普及活動、サービスを行っていくための利用料や自主財源の確保、活動の拠点の維持などのほか、新たなニーズへの対応、他のNPOや福祉・医療機関、行政等とのネットワークの強化、サービスを必要としている方々への十分な広報といった課題もある。

(2)「児童虐待防止」に関する事業

児童虐待については、近年、児童福祉法や児童虐待防止法の改正に基づく多様な取り組みが強化され、行政を中心として、従前の社会的養護を中心とした施策だけでなく、「予防・防止」、「自立支援」についても積極的に取り組まれている。

しかしながら、これらの取組みとは裏腹に、虐待による児童の死亡事件は後を絶たず、児童虐待相談件数も増加の一途を辿っている。

このような問題の解決を図るため、児童虐待防止に関する事業では、これまでの行政による児童虐待防止対策とともに、個々のNPO等の支援体制や専門性を活かし、虐待防止の啓発事業や人材育成などの間接的な支援から、緊急的・直接的な支援まで、重層的に取り組まれており、「支援拠点の設置による相談・情報提供事業」、「虐待防止に向けた地域子育てネットワーク構築事業」、「親支援プログラムによる虐待予防事業」、「子どもシェルター運営事業」、「自立に向けたケアサポート事業」などが展開されているところである。

とりわけ、親が精神疾患や軽度の発達障害を抱えている世帯やひとり親世帯など、制度・施策をまたがった対応が必要な世帯では、社会資源へのつながり難さや制度間の連携が不十分なことから生じる課題も多い。また、世帯そのものが地域から孤立しやすく、生活の困難さや育児ストレスによる児童への虐待も多くみられる。このように、制度の谷間に置かれ地域から孤立した世帯には、行政・医療・福祉・教育など各機関による切れ目のない支援体制が求められる。

また、このようなハイリスク家庭の多くは生活困窮に陥っていることも多く、親の就労や子どもの学習の支援、食事の提供、育児ストレスを解消する場の提供など、世帯全体を底上げすることで自立生活の後押しとなるような支援が望まれる。

このような活動の効果をより高いものとするためには、「予防・防止」、「啓発」、「保護」、「自立支援」といった活動分野を超えたネットワークづくりや協働、情報交換の場が不可欠であり、その延長線上に創意工夫のある新たな事業もしくは、地域が求

める事業の創出があるものとする。

なお、虐待を受けた子どもたちの緊急一時避難場所である子どもシェルターについては、萌芽期には資金確保が困難で、機構の助成を活用して事業を軌道に乗せた団体も多かったが、平成23年7月に自立援助ホームに位置づけられ、国が運営費補助を行うこととなった。長年、虐待を受けた子どもたちに寄り添い、安心・安全な居場所を提供するために活動してこられた支援者の方々に敬意を表したい。

(3)「貧困対策」に関する事業

貧困対策への取り組みは、主としてホームレスや生活に困窮している方々に対する「巡回や炊き出し」、「配食サービスや食事会」、「生活相談・就労相談」、「宿所提供やシェルター運営」、「サロンの開設」など、自立支援を目的とした活動が主となっている。

また、こうした活動を実施していくための支援者の育成や研修、生活保護に至る前の生活再建を目的とした支援も行われている。

これらの事業は、従来からNPO等が他の団体と連携して行い、一定の成果をあげてきていたが、景気低迷の長期化や雇用形態の変化による失業者の増加とともに、野宿生活者の「路上死」や困窮高齢者の「孤立死」などが深刻な社会問題として顕在化しているところである。

行政においては、日常的なワンストップの相談体制の整備等を進め、雇用機会の確保・拡大や、雇用保険の適用範囲の拡大、住宅や生活に困った求職者の方々への第2のセーフティネットとして、住宅手当や、無料の職業訓練と訓練期間中の生活給付を行う緊急人材育成支援事業などが実施されている。また、こうした取り組みを強化するため、パーソナル・サポート・サービス、自治体とハローワークの連携による就労・生活支援の強化、貧困・困窮者の「絆」再生事業が実施されているところである。

さらに、社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）においても、貧困・格差対策の強化は、重要項目として掲げられており、生活に困窮する人々に対する積極的な取り組みは急務となっている。

平成２２年度は、本助成事業においても、深刻化する生活困窮者への支援対策として、貧困対策に特化した追加助成を行った。

事業の多くは、ホームレスへの炊き出しや物資の配布、緊急一時保護施設の設置、相談支援や就労支援などが主な事業内容であったが、野宿等の過酷な生活に一時の休息の場を提供することで、多くの命を救えたといった報告を得ている。また、助成事業を通じて支援を受けた方々が、スタッフやボランティアなど支援する側としてその後の活動に参加するなど、社会とのつながりを回復するための第一歩を踏み出すきっかけになるという効果もみられている。一方で、炊き出しなどの対処療法的な支援だけでは、地域で自立した生活を送ることは難しく、野宿生活の長期化や支援者への依存体質を生むといったことを懸念する声も皆無ではない。

高齢化や若年層の増加、発達障害や知的障害等の疑われるケースが多くみられるなど、ホームレスの福祉課題の多様化とともに、近年では、ひとり親世帯等の生活困窮の問題、特に教育格差による子どもへの「貧困の連鎖」が社会問題として大きく取り上げられている。

本助成事業では、生活困窮者の就労や自立に向けた支援の必要性が重視されるなかで、行政機関をはじめ福祉・医療・法律・教育といった専門機関との密な連携はもとより、多くの企業等との協力関係を築くことで、このように多様化するニーズにきめ細かに対応し、高い効果を上げている事例がみられた。

例えば、フードバンク事業では、ＮＰＯが地元の企業や商店、農家などから規格外作物や商品価値を失った食品を無償で譲り受け、派遣切りなどによる失業者、独居高齢者、ひとり親世帯などの生活困窮世帯に提供している。このように、行政や民生委員、地域の団体はもとより、企業などとの連携によって、生活保護の対象や野宿生活にいたる前の予防的な支援を行うことで、結果として生活保護費の増加の抑制効果にもつながるといった事業である。

また、学生ボランティアを活用したひとり親世帯の子どもの学習支援に取り組む

事業においても、大学等との協働によって多くの学生ボランティアを確保し、さらに、フードバンク事業を活用することで受験期間中の生活の不安を軽減するなど、単なる学習支援にとどまらず、栄養管理や生活不安からくるストレスの軽減、子どもの心理面をサポートするといった効果を上げている。

本助成事業を通じて、個々の活動は充実化が図られており、また、NPO等と行政との連携も充実し、相互の協議の場が設けられるなど、継続的な取組みの充実化が図られている。しかしながら、NPO等では、支援者の確保・育成、活動資金の確保、地域住民や一般市民の関心・理解が得られにくいといった大きな課題があり、一方で、生活困窮者の抱える多様な問題への専門的な対応にも応えていかなければならない。

引き続き、行政の施策とともに、NPO等の民間活動も重要な実施主体として取り組むことで、重層的なセーフティネットが構築され、個々のニーズや状態に応じて関係者が寄り添いながら計画的・きめ細かな支援を行う事業、シェルター運営、債務整理や家計再建への指導、自立後の生活指導、ひとり親世帯などの養育相談や学習支援など、自立支援に向けた取り組みが必要である。

(4) 東日本大震災への支援

東日本大震災から一年が経過し、被災地における状況も時とともに大きく変化してきている。発災直後の混乱期から状況は大きく変化したものの、津波の被害が大きかった地域を中心に、仮設住宅での生活を余儀なくされている方々も多く、住宅や雇用などを中心に未だに大きな課題が山積している。

被災地においては地域コミュニティの弱体化によって、あるいは避難先においては住み慣れた地域や知人とのつながりが途絶えることによって、高齢者や障害者、子どもなどの弱者に限らず、被災者の誰もが孤立する恐れがあり、阪神淡路大震災でも社会問題となった「孤立死」への対策については、喫緊の課題として取り組まれているところである。

また、震災によって職を失った被災者も多く、生活困窮による野宿生活者の増加や家族機能の低下による児童虐待など「負の連鎖」といったリスクも高まるものと

思われる。個々の被災者やその家族などの単位での直接的な影響はもちろん、長年にわたる社会的・経済的な打撃が人々の生活にもたらす影響によって、今後も長きにわたって様々な福祉課題が生まれてくる可能性が考えられる。

本助成事業においても、平成23年度は、東日本大震災で被災された方等を支援する事業を重点的支援分野に位置づけ、積極的に助成を行っている。

これらの多くの事業は、復旧期から復興へ向かう移行期において、避難所や仮設住宅、自宅などで避難生活を余儀なくされる方々、あるいは住み慣れた土地を離れ避難生活を強いられる方々に対し、炊き出しやご用聞きなどの見守り活動、巡回バス等の運行による移動支援、子どもの学習支援やストレス軽減に配慮したイベントの開催など、NPO等がこれまでの活動の中で培ってきた温かみのある創意工夫をこらした事業を展開している。

例えば、高齢化の進む団地の孤立防止に取り組んできたNPOが、原発事故の影響によって住み慣れた土地を離れ仮設住宅への避難を余儀なくされている避難者を対象に、バスの運行による移動支援、団地の集会所を活用したサロンの開催による地域住民との交流の場の提供、休耕地を活用した農作業の機会の提供など、避難者が避難先で孤立することなく、近隣住民との良好なコミュニティの形成に向けた支援に取り組んでいる。この事業では、仮設住宅の自治会をはじめ、地域の自治組織、タクシー会社、大学、地元の農家などと助成先団体が連携・協働することで、多様なつながりの場を設け、避難者の選択肢に広がりを持たせている。さらにこの事業では、サロンに参加した女性同士のグループが新たに組織され、仮設住宅で自主的な活動を始めるといった効果も表れている事例である。

これまでもNPOやボランティアの活動が現地の支援に大きな役割を果たしてきたが、被災者の多様なニーズに応えるためには、多様な担い手による丁寧な支援が必要であり、支援活動をより有効に行うためには、様々な機関や地元との連携・協働を通じた被災地の真のニーズに沿った、ミスマッチのない支援が求められている。

また、この先、復興計画の進行と並行して新たなコミュニティを形成する過程で

は、被災者が自らの力で生活を取り戻すための下支えとなる支援が求められている。

今後の被災地支援には、「孤立」、「虐待」、「貧困」といった課題を未然に防ぐ予防的な視点を持った活動を促進するとともに、復興計画の遅延等により先の見通しのたたない中で刻々と変化する被災者の状況を見極めながら、支援を必要としている人々に寄り添った活動を継続していくよう努めていかなければならない。

（５）連携・ネットワークの重要性

地域における福祉ニーズが複雑化、深刻化する中にあっては、行政をはじめ、単独の機関や団体がこうした課題を解決していくことはもはや不可能となりつつある。それぞれが点として活動するのではなく、行政やNPO、福祉施設、医療機関、当事者団体などのほか、企業、商店街、自治会、教育機関など様々な地域の主体がそれぞれの役割や特徴を活かして協働、連携していく中で、関係者それぞれがWIN-WINの関係となりつつ、相乗的に地域全体の福祉力の再生や向上を図っていくことが求められている。

そして、こうした活動は直接行政が乗り出していくよりも、民間の自発性や創意工夫を活かし、地域の担い手が創り上げ、地域の手で提供した方が、一層温かみのあるものとなるものも少なくない。

地域の福祉課題解決のために、最も身近な存在としてニーズを発見し、必要な事業を柔軟な発想をもって提案をし、協働の「ハブ」となる機能を最も期待できる主体となることができる存在こそが、NPOをはじめとする市民による民間福祉活動であると考えられる。

一方で、様々な機関や団体が連携して事業を実施する場合には、各々の機関等が保有する「個人情報」の取り扱いへの配慮が障壁となり、支援の阻害要因となる事例も少なくない。施策の谷間で深刻な状況におかれながら声を上げることのできない方を、早期に発見し、取りこぼすことなく必要な支援につなげていくためにも、関係機関の情報の共有化について、行政の主導による早急な仕組みづくりが望まれ

るところである。

本助成事業においては、平成23年度より、NPO等が行う活動の立ち上げの支援とともに、多様な社会資源が連携・ネットワークを図りながらNPO等の活動を促進する事業を支援することとしている。

次年度の事業評価においては、この連携・ネットワークにより実施した事業の効果の検証とともに、連携・ネットワークにより実施した助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実につながるよう、評価結果を助成制度のさらなる改善に反映する仕組みづくりが必要になってくると思われる。

この助成制度の活用をきっかけとして、地域における新たな協力関係が生まれ、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな活動を充実させるとともに、地域からさらに広域へ、あるいは全国へと、「連携」による事業の拡大・発展を促進することで、NPO等の組織力の強化を支援し、活動の後押しとなることが本助成事業の役割であるといえる。

行政の行うことには、この分野においては限界がある。また、行政が良くその責務を果たすには、多様な地域の市民やNPOと協働することによって、行政の効率化と重点化が図られる。そのような行政と市民・NPOとのパートナーシップは難しい。我が国における公共圏の形成に必須であるその役割を、機構は担っているといえよう。

地域の中の福祉課題やニーズを身近な生活の中で捉え、それを社会化し、協働につなげ、問題解決に向かうという、こうした動きを大きく推進させるような助成の方向性が、一層求められているといえる。

おわりに

独立行政法人福祉医療機構では、これまで約20年にわたり、NPOなどの民間福祉活動団体による約12,000件の事業に対し、総額662億円にのぼる助成を行ってきた。

この約20年の間、高齢化や少子化の一層の進行、経済成長の鈍化など、様々な社会的、経済的環境の変化が起こった。それに伴い、地域における福祉課題も多様化、深刻化するとともに、介護保険制度や障害者自立支援法の施行、その後の改正などにより、民間福祉活動を取り囲む環境も急激に変化した。

こうした中で、NPOやボランティアなどの市民による自発的で柔軟性のある活動が、各地で実績をあげることで人々の認知を獲得し、それぞれの地域に根付き始めている。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災者等への支援においても、NPOやボランティアなどの迅速で柔軟な行動力によるきめ細かな活動が、これまでの被災地の復旧・復興の下支えとして大きく貢献してきた。

今後も、長期にわたる社会的・経済的な打撃が人々の生活にもたらす影響によって、様々な新しい福祉課題が生まれてくることが予想され、被災者の生活・福祉に係る問題への対処や地域の復興のためにNPOやボランティアなどの支援活動が望まれる。

被災地に限らず、地域における福祉課題の多くは、個別性が高く非貨幣的なニーズに基づくものであり、かつてのように行政による普遍的な施策のみでは対応が困難なものが増えている。そうした中であって、NPOなどの民間福祉団体による温かみのある血の通った活動に対する認知が向上し、単に制度やサービスの隙間を埋めるだけでなく、前述のような地域における連携や協働の提案者や「ハブ」となり、新たに生まれるニーズに柔軟に対処し、あるいは失われつつあるつながりや絆をつくり直すことを通して、地域社会の再生のために大きな実績をあげつつある。

こうした活動の芽を絶やすことなく、一層後押ししながら、そこですくいあげたニー

ズや課題を必要な政策へつなげるためにも、助成制度の在り方とともにこの事業評価の真価もさらに問われて来るといえる。国庫補助金という限られた資金を有効に配分し、最大の効果を上げるためにも、ヒアリング評価等を通じた助言や情報提供など、様々な側面的支援を併せて行うことで、助成事業の質を高め、効果の最大化を図っていくことも重要である。

本年1月に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において、今後、機構は、一定の自主的・自律的裁量を有しつつ、計画的な枠組みの下で事務・事業を行うことにより、主務大臣が設定した成果目標を達成することが求められる「成果目標達成法人」に位置付けられる方向となった。

これまでも、機構の助成制度は、助成の財源や規模、枠組みなどを変えながら、NPOなどの民間活動への助成を通じ、自主性・主体性をもって政策の補完や下支え、民間福祉活動の振興などの役割を果たしてきた。

新たな法人制度のもとでは、民間財団等の助成と異なり、地域や現場のニーズや課題をまとめ、助成の方向性に反映するとともに、政策にもつなげていくという、行政と地域や福祉現場の中間に位置する機構ならではの立ち位置や役割を十分活かして、より大きな効果を社会にもたらしていくことがますます求められる。

これまで約20年間の助成実績とノウハウを活かし、単に助成金の交付のみにとどまらない活動団体への様々な支援など、時代の要請に即した、民間福祉活動に対する機構ならではの支援の一層の展開に期待し、本報告書の結びとする。

(参 考)

事業評価において特に優れた事業と認められた事業一覧（平成22年度助成事業）

機構では、毎年度助成事業の評価を行う中で、特筆すべき効果が見られた事業や、独創性がありユニークな事業で、広くご紹介すべきと思われる事業を選び、公表しております。

本年度は、以下の10事業をご紹介します。

次ページ以降は、評価先団体による事業のご紹介、および外部有識者または事務局によるコメント等を掲載しておりますので、ぜひ皆さまの活動のご参考にいただければと思います。

No.	評価先団体	助成事業名	助成区分 (※)	掲載ページ
1	特定非営利活動法人 自立支援センターふるさと会	困窮要介護単身高齢者地域支援拠点設置事業	先進・独創	40
2	特定非営利活動法人 スマイルウェイ	男性介護者用コミュニティとビデオ制作事業	先進・独創	42
3	特定非営利活動法人 こどもサポートネットあいち	「虐待児継続手記集作成と施設の現状考察」事業	先進・独創	44
4	特定非営利活動法人 多摩在宅支援センター円	精神疾患をもつ親とその家族の在り方検討事業	先進・独創	46
5	特定非営利活動法人 フードバンク山梨	食のセーフティネットモデル事業	先進・独創	48
6	フランスベット株式会社	手動車いす自動ブレーキ装置の改良と実用化の事業	先進・独創	50
7	特定非営利活動法人 えがおさんさん	医療的ケアの必要な子どものモデルデイ事業	先進・独創	52
8	特定非営利活動法人 くまもと支援の会	ホームレス等生活支援・配食・サロン事業	先進・独創	54
9	社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会	一人暮らし高齢者等への安心キット事業	地域活動	56
10	特定非営利活動法人 キッズドア	困窮家庭でも利用可能な低額学習支援事業	地域活動	58

※ 「助成区分」については、次のとおりです。

- ・「先進・独創」……社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は全国若しくは広域的な普及等を念頭に施策等を補完若しくは充実させる事業（「先進的・独創的活動支援事業」）
- ・「地域活動」……社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業（「地域活動支援事業」）

先進的・独創的活動支援事業（第1次助成分）

助成テーマ：高齢者・障害者が主体的・積極的に活動することができるよう創意工夫を活かした場の提供等を図る事業

特定非営利活動法人 自立支援センターふるさとの会

『 困窮要介護単身高齢者地域支援拠点設置事業 』

【助成金額：4,082 千円】

事業概要

平成21年3月に群馬県でおきた「静養ホームたまゆら」火災事故は、身寄りが無く、疾病障害等を抱える高齢の被保護者が、住み慣れた地域で暮らすことが出来ずに都外施設で生活している現状を明らかにしました。そこで、都外施設で暮らしている高齢の被保護者が安定・安心して住み慣れた地域に戻れるような環境作りを進めるため、「サポートセンター」を立ち上げることにしました。

事業の内容

要介護者・認知症等を抱える単身の低所得高齢者が、住み慣れた地域で継続的な在宅生活を送るためのシステムとして、24時間・365日対応の緊急ショートステイ併設「サポートセンター」を昨年設置しました。

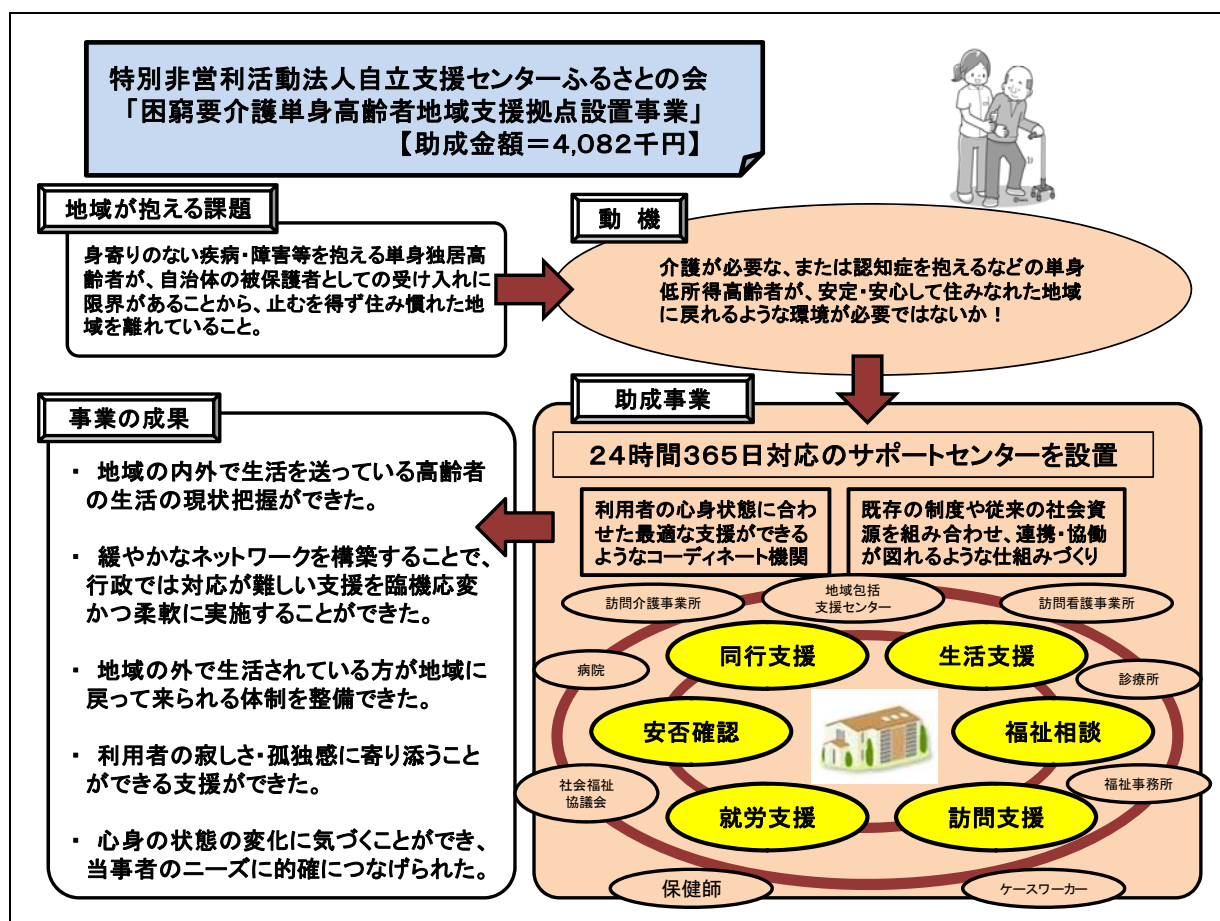
現在、サポートセンターを拠点に、単身で在宅生活をしている被保護者への訪問による日常生活支援を実施し、利用者の心身状態に合わせ、個々に応じた社会サービスを提供するための支援計画を福祉事務所等の関係機関と連携しながら作成し、利用者に寄り添った支援をしています。今後は、家族的な支援が出来るような新たな社会制度を提案していきたいと考えています。

現在、地域ケアのネットワーク作りに向けた連携を積み重ね、高齢者が安心・安定した在宅生活を継続できるようなシステムを構築しています。具体的には地域の医療機関や訪問介護、訪問看護事業所との繋がりをよりいっそう深め、都外施設で暮らしている高齢の被保護者が、住み慣れた地域に戻れるような環境作りを行い、継続的で安心した在宅生活を送ることができるような体制作りを行っています。

事業の成果等

単身生活を送っている低所得高齢者に対し、訪問などを通して現状の社会制度や介護サービスでは対応困難な細かな支援を継続的に行いました。利用者からは訪問を待ち望んでいるといった声を度々聞かされ、地域社会資源に繋がることが難しい低所得高齢者からの相談も増えています。

また、福祉事務所、社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関との連携体制も構築でき、依頼も増えています。さらにマスコミ等からの反響もあり、新聞各社等メディア関係・福祉事務所・他団体等15名を招き、当法人内施設見学及びメディアカンファレンスを実施しました。



外部有識者のコメント

全体的な主として非営利の、一部企業化されているビジネスの全体像を把握していると上記のような評点となると思われる。ソーシャル・イノベーターとしての取り組み・事業という観点から見る事ができるかが採択や評価を行うためのポイントとなると考える。ある意味では公的貧困対策の民営版ともいえるものである。

行政で担い得ない制度の谷間や3重苦（高齢・単身・低所得）に加えて精神という4重苦の部分への対応を、福祉事務所の1生保ワーカーが担うことは現実的には全く不可能である。この事例は新宿区というこの領域について先進的な取り組みを行う区行政および担当者達の協力があって可能なものとなったが、このような事業体が存在することによって、いわば新宿区の地域性を踏まえ、行政との良好なパートナーシップのもとで事業を進めていることも成功事例として特筆すべきである。

お問い合わせ先



〒111-0031 東京都台東区千束4丁目39番6号 4階

特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会

電話 03-3876-8150 HP <http://www.d5.dion.ne.jp/>

先進的・独創的活動支援事業（第2次助成分）

助成テーマ：高齢者・障害者の介護を担う家族を支援するための基盤の確保及びネットワーク整備を図る事業

特定非営利活動法人 スマイルウェイ

『男性介護者用コミュニティとビデオ制作事業』

【助成金額：5,076 千円】

事業概要

介護をする人の3人にひとりには男性が介護をする時代になりました。その数は100万人を超えて年々増加しています。残念ながらそれに比例して男性による介護事件は増加しています。

そのため、男性による不幸な事件を防止するための手段として、先ず男性介護者が介護の悩み、グチを吐ける場所「ほっこり庵」を提供しました。次に男性介護者の理解と支援のためのDVDを全国の男性介護者等に無料配布しました。

事業の内容

「ほっこり庵」は、お正月も含め年中無休で平成22年11月1日のオープンから毎日営業をしています。スタッフは当初1人の常駐を予定していましたが、複数で訪問を受けた場合、2名は必要であるためスタッフの確保に努めました。

事業の内容は男性介護者の話を聞くことが基本です。初めて訪問された男性介護者は堰を切ったように2～3時間ほど話されます。その後は表情が変わって明るくなります。別人のように変わる男性もいらっしゃいます。

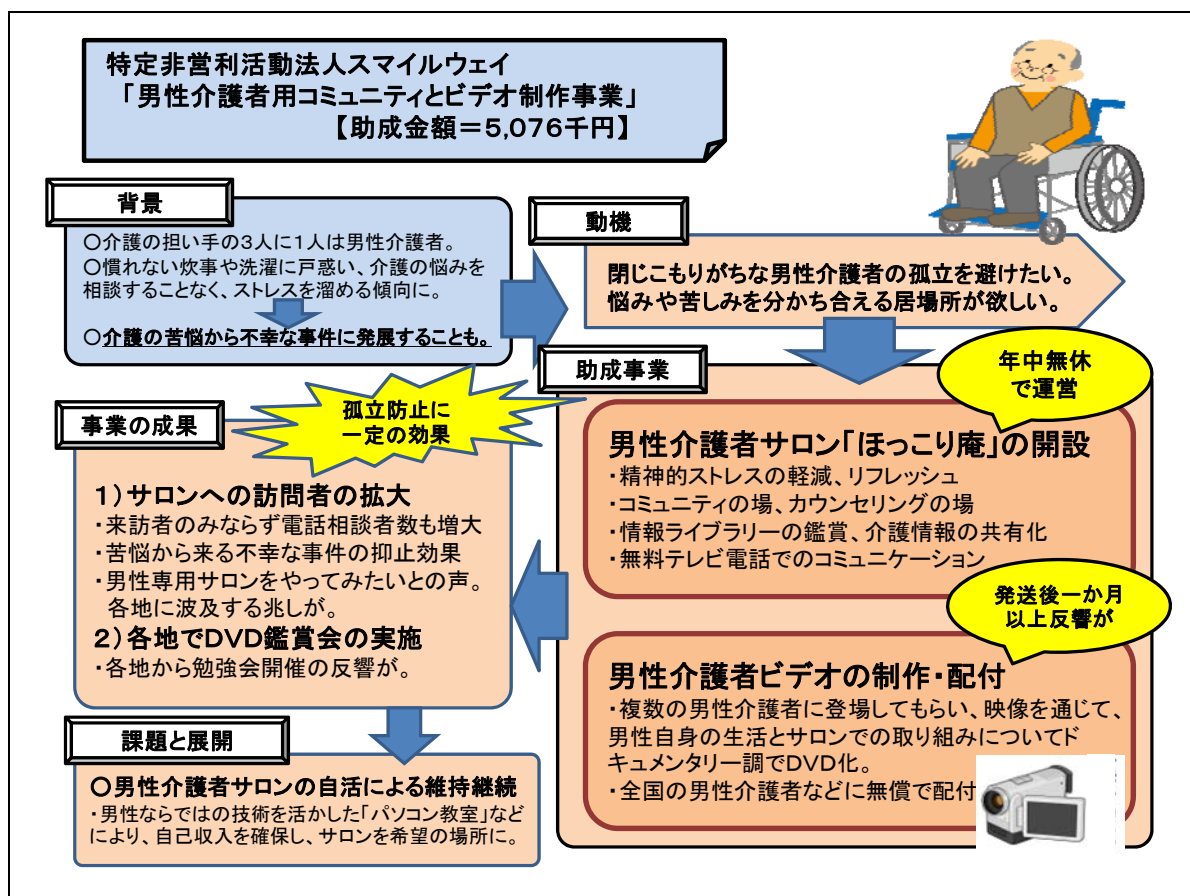
しかし、男性介護者はいつも介護の話ばかりしているのではなく、何度も訪問する方はむしろ雑談の方が多くなっていきます。介護で孤立している男性ほど、話し相手が必要なのです。スタッフは傾聴の心得が必要となるため、傾聴講座等でのスキルアップに努めています。

もう一つの事業として、全国の男性介護者の言葉をビデオに記録する活動があります。男性介護者の理解と支援をしてもらうため、21年度から全国の男性介護者の記録をしてきたビデオを12分間のDVDにしました。全国の男性介護者と社会福祉協議会、地域包括支援センター合わせて1,240カ所あて、22年度末に無償で発送しています。

事業の成果等

京都、奈良、神戸、西宮に住む男性の方から、「ほっこり庵」のような男性のためのサロンを作りたいと希望され、視察にいらっしゃいました。具体的な姿にしたことで、男性介護者の支援が大きく進む可能性について、示唆があったものと思います。

また、オープン前からマスコミに取り上げていただきました。読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、神戸新聞、NHKニュース3回、TBSみのもんたのサタデーずばっと、サンテレビ、MBS毎日放送、FM宝塚、関西ラジオ、宝塚市社会福祉協議会会報、兵庫県北県民局会報、宝塚NPOセンター会報等に「ほっこり庵」の紹介をしていただき、反響が来ています。



外部有識者のコメント

熱意に満ちた先駆的な取り組みであり、同種の取り組みに影響を与えるなど、きわめて高く評価できる事業である。

日本初となる男性介護者のためのコミュニティサロンを年中無休体制で運営している点、男性介護者との信頼関係を構築している点など、評価すべき点は多いが、施設運営にとどまることなく、メディアを活用して連携とエンパワメントに力点を置いている部分が非常に優れていると評価した。

反面、財源の確保など事業の維持存続について懸念する意見も強く、組織管理や経営力などについても指摘があった。これまでの成果を有効活用し、新たな観点から、財源の確保や運営に取り組まれるよう強く期待するところである。

お問い合わせ先



〒665-0044 兵庫県宝塚市末成町6-18

特定非営利活動法人スマイルウェイ

電話 0797-62-9320 HP <http://www.smileway.jp/>

先進的・独創的活動支援事業（第1次助成分）

助成テーマ：地域や家庭における子育て支援に関する事業

特定非営利活動法人 こどもサポートネットあいち

『「虐待児継続手記集作成と施設の現状考察」事業』

【助成金額：4,366千円】

事業概要

手記の目的は、虐待を受けて入所した子どもたち及び卒園生の同じ子どもたちに、3年、6年、9年後と、引き続きその後の成長した様子を書いていただく追跡の手記を出版することです。

平成7年に東海3県の乳児院・児童養護施設の協力によって手記を出しており、引き続き同一の子どもたちの協力を得て、長期的・継続的な取り組みを実施しました。手記を通して、現状の乳児院・児童養護施設や親との関係のあり方をも見直す機会とし、子育てに悩んでいる親御さんや若者たちに人生の生き方に役立つものになればと考えています。

事業の内容

まず取り組んだのは、全国の児童養護施設で生活している高校生と職員へのアンケートを実施し、施設生活の思い出、今後の施設のあり方等を聞きました。夏休みには高校生と施設退所者による座談会を実施しました。さらに、学生によって、手記集を書いていただいた児童、職員を施設訪問してインタビューを行いました。

また、手記集及び全国各地からの児童養護施設へのアンケート結果とその分析を冊子にして、全国の児童養護施設や関係機関に配布しています。

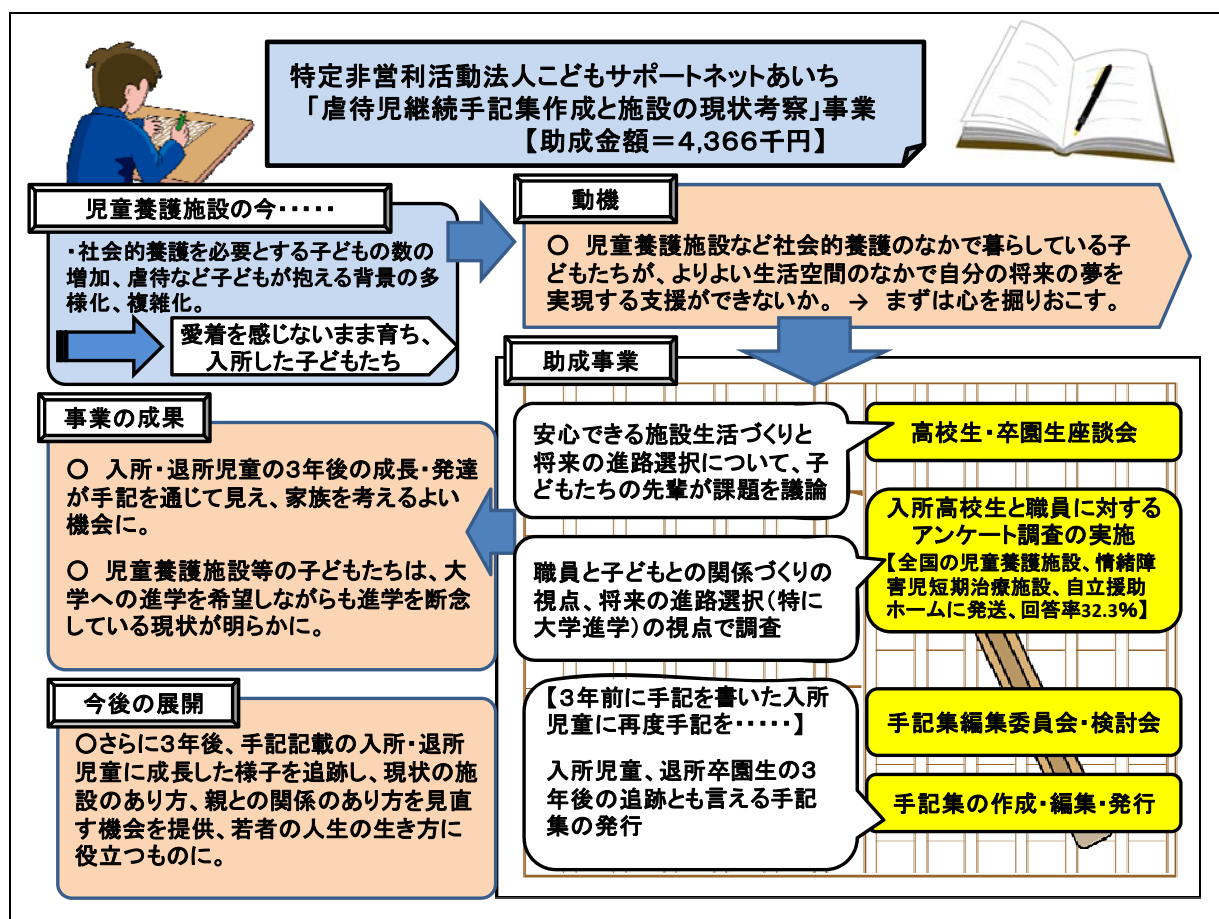
座談会・アンケート内容から施設高校生及び施設退所者への日常的自立支援活動の重要性を高校生や施設退所者から伺うことができ、今後の活動に活かしていきたいと思います。

事業の成果等

あらゆる機会（施設職員研修・研究会機関誌・学生対象の養成講座等）で手記集に書かれた子どもたちの気持ちや乳児院・児童養護施設の今後のあり方、地域や子育てのあり方に役立てたいと思います。特にアンケートに関しては、集計段階よりマスコミ関係者から注目され、幾つかの新聞に取り上げられています（中日新聞・朝日新聞・毎日新聞・全国児童養護施設長全国大会シンポジウム・雑誌「子どもと福祉」6月発刊等）。

平成24年4月には、作文集とアンケートをセットにした書籍を発行する予定です。





外部有識者のコメント

乳児院や児童養護施設で生活する子どもたちの実態は社会一般に知られていない部分が多く、理解も乏しいのが現状である。そうした中、本団体はかねてより養護施設児童の生活記録に取り組み、とりわけ施設を巣立った後の子どもたちの人生を丁寧に追跡し、バックアップすることに注力している。タイガーマスク現象のような華やかさはないが、施設児童に最も必要な自立支援に豊かな愛を持って注力している活動理念の崇高さと取組姿勢の真摯さには胸打たれるものがある。本団体への助成継続は福祉医療機構の助成事業として大いに推奨されるものである。

事業推進の理念や姿勢からすれば、本事業は極めて高い評価を与えられるものである。しかしながら、今回の助成事業となった「アンケート調査」と「手記集」に関しては、時間的な制約や、その他体制上の制約もあってか、方法や結果のまとめに今少しの工夫が欲しいところも否めない。

したがって、総合評価はAランクとしたが、本団体の活動内容と今後への期待からして、可能な限り総合評価はSランクに近いという点で、各委員の評価が一致したところである。

お問い合わせ先



〒462-0058 名古屋市北区西志賀町5-13-1

特定非営利活動法人こどもサポートネットあいち

電話 052-912-7101 HP <http://kodomosp.com/>

先進的・独創的活動支援事業（第1次助成分）

助成テーマ：地域や家庭における子育て支援に関する事業

特定非営利活動法人 多摩在宅支援センター円

『精神疾患をもつ親とその家族の在り方検討事業』

【助成金額：1,936千円】

事業概要

「多摩在宅支援センター円」では、訪問看護を中心に事業を展開しており、社会的無支援者へサービスが届くことを方針に掲げています。育児困難な精神疾患の利用世帯は、訪問看護利用対象者の10%を占めています。既存の社会資源にはなかなか繋がりにくく、さらには精神保健分野と母子保健分野の連携が不十分なことから、精神疾患をもつ親と子のグループワークを実施することにしました。

事業の内容

対象者は、精神科への入院歴及び通院歴のある、育児困難に陥っている親とその家庭の子どもで、参加者は最大8世帯です。内容は、保護者対象のグループミーティングを、ファシリテーターを中心にティータ임을交えて話し合います。また、児童対象は、ケア的保育で、手作りの軽食を用意し、子どもの状況を把握し、健康な遊びや体験を通して心理的負担感の軽減を図りました。回数は、クールは設けず、月1回日曜日、10時～12時、子ども家庭支援センターの会場を借りて実施しました。保護者と児童は原則として完全別室とし、自力で実施場所に来所できない家族には送迎を行いました。

保護者グループのスタッフは、ファシリテーター、サブファシリテーター、記録、看護師、精神保健福祉士、児童対象グループは、子ども2名につき、スタッフ1名程度とし、保育士、グループワーカー、心理学部大学院生の学生ボランティアが関わりました。

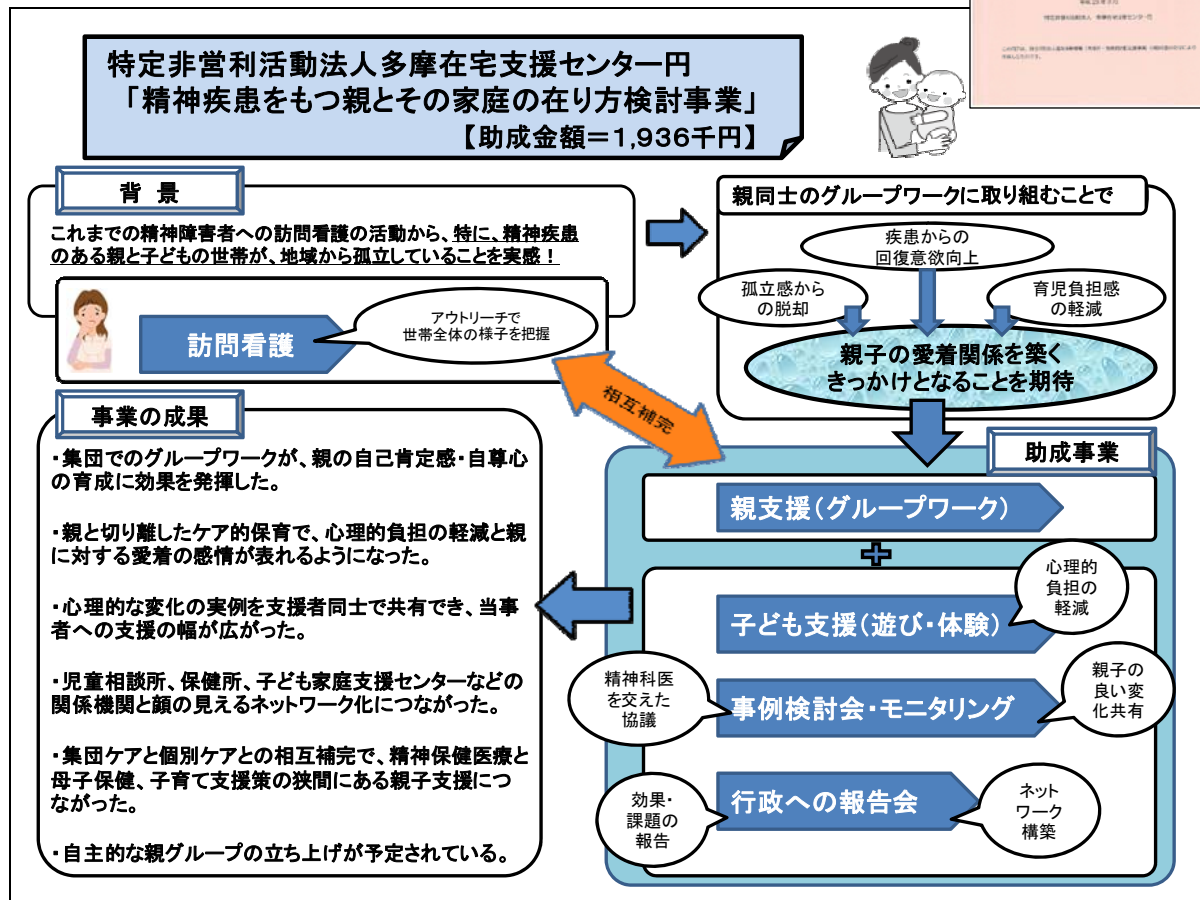
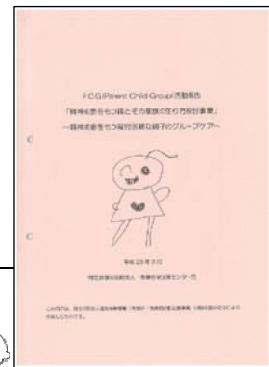
また、送迎ボランティアは、市民活動の精神障害者ボランティアグループや精神障害者民間事業所スタッフが関わり、より地域に根付いた活動ができました。

事業の成果等

精神疾患を抱えた子育てに悩んでいる世帯への対応にあぐねている地域関係機関は多く、もっともサービスが必要なこのような世帯に支援が届かない現状がありました。

本PCG事業を行うことで、八王子市の様々な既存のサービスへ事例を通してつないだこと、また、報告会を実施することで、地方で立ち上げようとしている大学関係者及び研究者が、インタビューや見学においてになり、波及の一助になったと思います。利用者の皆さんは、グループの継続を望んでおられることから、翌年度も継続します。

【成果物】 PCG (Parent Child Group) 活動報告
「精神疾患をもつ親とその家族の在り方検討事業」
～精神疾患をもつ育児困難な親子のグループケア～



外部有識者のコメント

地域の行政、医療、福祉に跨りながら、制度の隙間に陥りやすく、持続的支援につながりにくい精神疾患を抱える母子に対して、訪問看護ではなく、月1回のグループミーティング参加を通じてケアしていく試みは、地味であるが先駆的で独創的事業として評価できる。送迎や子どもグループのボランティアに心理の学生を募り、参加者親子が仲間へ繋がる力で回復に向かうグループ活動は、地域福祉的事業で一民間の訪問看護ステーションの活動として画期的なものである。

報告書も、1年間の生き生きした活動記録に専門的考察も踏まえ、事業の実質的な成果が記録されている。事業のプロセスや成果から、費用対効果もかなり高いと評価されたこのような事業こそ、今後他地域に広く普及して欲しい。そのためにも、行政や医療関係者に本事業の成果が注目されることを期待する。

お問い合わせ先



〒190-0011 東京都立川市高松町2-9-21 F 本社ビル1階
特定非営利活動法人多摩在宅支援センター円
電話 042-548-3562 HP <http://zaitakuen.or.jp/>

先進的・独創的活動支援事業（第3次助成分）

助成テーマ：貧困対策等社会的支援（福祉的支援）が必要な事業

特定非営利活動法人 フードバンク山梨

『食のセーフティネットモデル事業』

【助成金額：1,869 千円】

事業概要

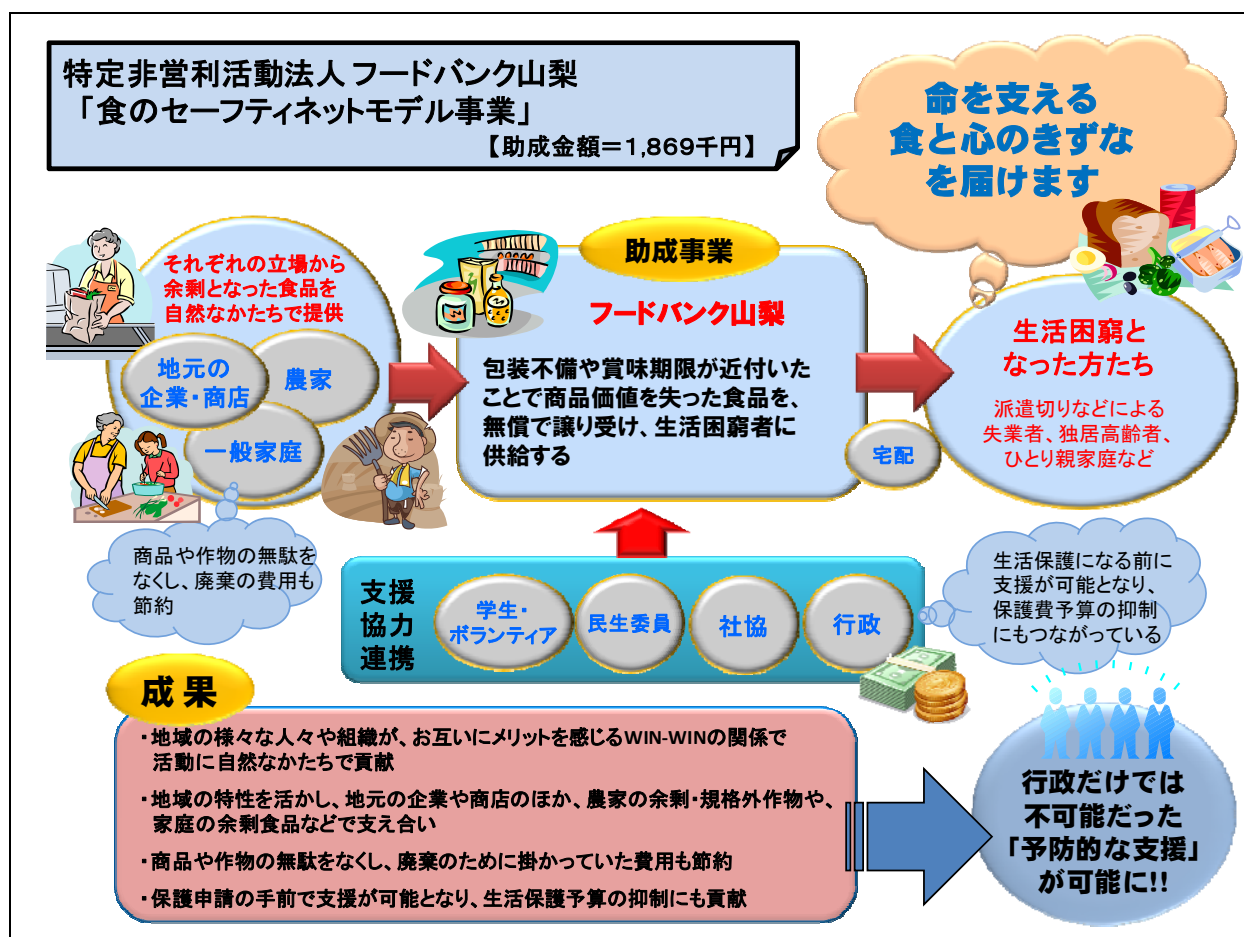
派遣切りなどの失業者、生活保護のボーダーにある方、高齢者やひとり親世帯、路上生活者など、生活困窮の状態にある方たちは増加の一途をたどっています。その一方で、日本の食品ロスは年間500万トン～900万トンとされています。フードバンク山梨は、企業・農家・市民から食品の提供を募り、賞味期限内で安全に食べられる食品を、困窮している個人の方に対して無償で提供する事業に取り組みました。

事業の内容

1. 企業、農家、市民から食のセーフティネットモデル事業への食品提供を募るため、企業の集まるフェアなどへ参加し、新規企業を開拓しました。また、家庭の余剰食品を集めるフードドライブに取り組み、多くの食品の寄贈を受けました。
2. 地域の情報を得るため、活動の周知に努め、生活困窮者に関係する県行政機関、市町行政機関、社会福祉協議会、支援団体などへの説明会を実施し、生活保護前の地域の見えない困窮者を掘り起こすことに繋がりました。
3. 生活困窮者の個人宅への宅配便を使用して、直接食品をお届けする食のセーフティネットモデル事業を開始しました。企業や市民から寄せられた食べものを分かち合う仕組みであり、一人ひとりが少しずつできることを行って支え合う社会づくりに繋がる活動となりました。

事業の成果等

「命を支える食と心のきずなを届けます」のテーマのもと、毎回手書きの手紙と返信用ハガキを同封することで心の繋がりができており、より多くの人たちを食べものと心の面で支援することができました。行政との協働事業により生活保護のボーダーにある自立可能期間の方々を食糧支援することで、就労につながり、自立できた例が多く出ています。行政・市民・企業の協働により、食品ロスを有効に活用し、生活保護制度だけではできなかった支援が可能となりました。



外部有識者のコメント

参考にした欧米型の先行事例等を上手に日本型に焼き直した活動の好例といえ、NPOならではのニッチ性という特色が十二分に発揮され、その事業水準も極めて高い。訪問先の家族構成、住環境、実際ニーズなどの細部までを調査票等を通じて丁寧に捕捉し、実にこまやかな支援が実施されている。事業を継続するにあたっての課題として運営経費の問題を挙げ、県知事や厚労大臣に対して提言を行うなど、当該事業の制度化に向けたアドボカシー的な活動にも積極的である。しかしながら、日々の活動実績を数値化して、客観的な振り返りの材料とする等々のことが出来ていない。今後はこのようなデータ整理の部分でも成熟を期したい。

お問い合わせ先



〒400-0301 山梨県南アルプス市桃園385-6

特定非営利活動法人フードバンク山梨

電話 055-282-8798 HP <http://www.fbyamana.com/>

先進的・独創的活動支援事業（第1次助成分）

助成テーマ：日常生活、社会参加等を支援する福祉用具の実用化研究開発に関する事業

フランスベッド株式会社

『手動車いす自動ブレーキ装置の改良と実用化の事業』

【助成金額：20,331 千円】

事業概要

車いすのブレーキかけ忘れは、転倒やそれに伴う怪我、骨折などの原因となり、病院や施設内で起こる事故の主要な原因といわれています。本研究では、車いす利用者の認知機能の問題によるブレーキかけ忘れを起因とした、車いす移乗時の転倒リスクを軽減・回避する装置の改良と実用化を目指します。また、施設、病院等のアンケート調査、臨床評価を行い、本装置の効果を実証します。

事業の内容

1. ブレーキかけ忘れ実態調査

病院や施設内、さらに在宅で起こる手動車いすのブレーキかけ忘れによるヒヤリハットや転倒等の事故の実態調査をしました。アンケート調査の結果、全体の4分の3が、ブレーキのかけ忘れがあると回答しました。特に介護福祉施設においては約9割、医療施設においては約9割、在宅においても3割以上がブレーキのかけ忘れがあると回答しました。

2. 設計・開発

ブレーキかけ忘れ防止装置の改良を、5次試作まで行いました。

3. 評価・試験

試作した車いすの安全性と効果を、工学評価と臨床評価によって評価しました。

事業の成果等

病院、施設、在宅に向けてのアンケート調査の結果、および病院、施設での臨床評価の実施により、自動ブレーキ装置の需要が高いことがわかりました。

平成23年5月末の2次臨床評価の結果を反映させた最終モデルを8月末までに完成させ、23年10月に開催のHCR国際福祉機器展にて展示を行い、同年12月より販売を開始いたしました。





利用者が車いすから立ち上がると、自動でブレーキがかかります。

外部有識者のコメント

- よく出来ていると思います。
- 日本の知がたまった製品と感じました。
- ぜひ中国以外のパテントも取得して、車イス同部品の輸出品として世界に発信していただければと思います。
- とても素晴らしい製品に仕上がりにつつあるように感じました。

お問い合わせ先



〒163-1105 東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スカイタワー5階
 フランスベッド株式会社（商品企画部）
 電話 03-6894-2350 HP <http://www.francebed.co.jp/>

先進的・独創的活動支援事業（第1次助成分）

助成テーマ：貧困対策等社会的支援（福祉的支援）が必要な事業

特定非営利活動法人 えがおさんさん

『医療的ケアが必要な子どものモデルデイ事業』

【助成金額：4,919千円】

事業概要

医療的ケアがある、医療機器がないと生活できないため見てもらえるところがない、また外出もままならないなどのお子さんを、日頃から見ている看護師、介護士がいるところで、安心して預けられる平日、休日モデルデイを実施しました。送迎も試み、医療的ケアが必要なお子さんの兄弟児も含めて開催しました。

子どもが安全に、また楽しく参加できるデイを意識し、学生ボランティア、遊びの専門家、療育を取り入れ、平日、休日ともに一年間継続しました。

事業の内容

重度の疾患などのため、人工呼吸管理下であったり、経管栄養管理などの医療的ケアのある子どもたちと、そのご兄弟の預かり、モデルデイ事業を開催しました。

実施の方法として、子どもたちの病状や症状を良く知る訪問看護師や、生活を知る訪問介護福祉士の方を派遣する事業所の協力を得、子どもたちの安全・安心を図るために、モデルデイ事業へも看護師、介護士の方を派遣してもらえるようにしました。さらに、外出や移動の難しいお子さんなどの送迎にも看護師、介護士の方々に添乗をお願いしました。

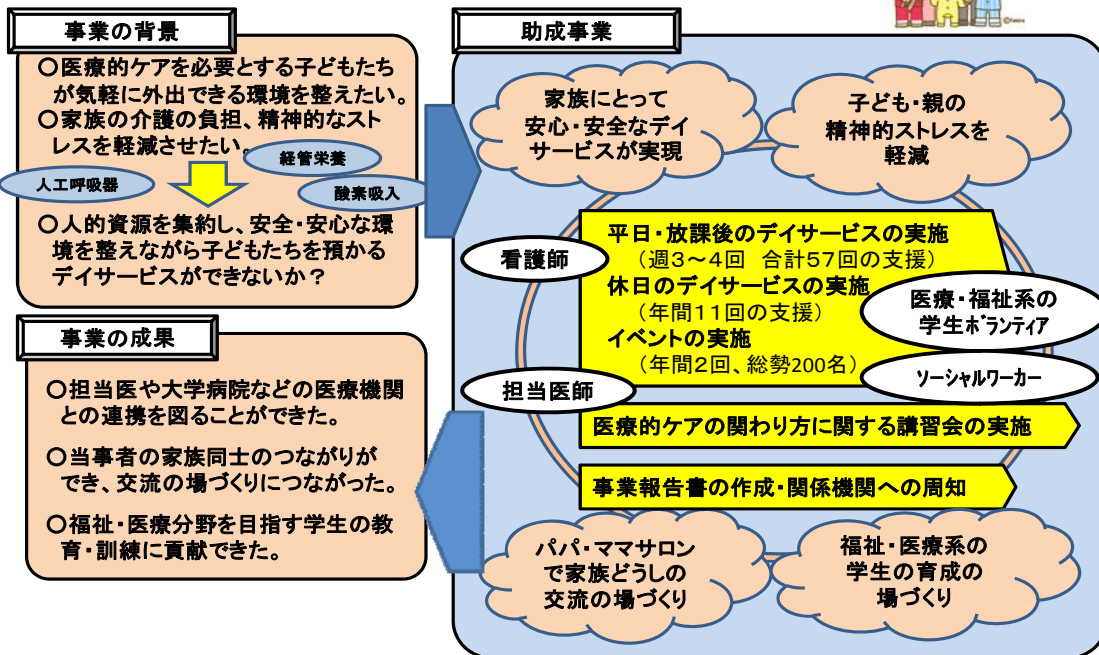
モデル事業は、広い会場を借りて開催する、月一度・長時間の休日デイと、平日週2回3時間程度の、生活に即したケアを提供する平日デイ、そして年2回のイベントとして総勢100名以上の規模で、夏祭りとクリスマス会を開催しました。NPOの特徴でもある“えがおファンクラブ”のたくさんの学生ボランティアの方々によって、楽しいデイにいただきました。

事業の成果等

年間11回の休日デイ、57回の平日デイ、年2回合わせて総勢200名規模のイベントを開催することができました。回を重ねるごとに参加が増え、リピーターも増えていきました。利用されたご家族などから開催を聞きつけ、見学に来られた知的・発達障がいの子どもたちご本人や親御さんからも、利用のご希望がありました。

他団体からの見学希望も多くあり、小児病院の勉強会での講演依頼や医療ケア講習の講師依頼・執筆依頼なども来ています。

特定非営利活動法人えがおさんさん
「医療的ケアが必要な子供のモデルデイ事業」
【助成金額＝4,919千円】



事務局のコメント

- 重度障害児のケアには、療育とリスク管理の両方の準備が不可欠ですが、看護士・介護スタッフ・臨床心理士・学生ボランティアなどが、毎回それぞれの分野に応じた専門的支援を行うことで、課題を克服されていたものと感じました。
- また、在宅支援の経験を活かし、在宅支援スタッフがデイサービスにおいても担当するなど、利用者とその家族の不安を和らげるよう配慮され、サービスの質の確保に努められているところに工夫を感じました。家族向け講習会は、日常生活のケアに役立つ新たな知識を紹介し、保護者の目線に立った講座内容であったものと思われます。
- 事業報告書では、モデル事業の紹介に加えて、専門職スタッフや学生ボランティアによる事業の振り返り、保護者のコメントなども掲載されております。報告書を手にとった方は、重度障害児と家族の状況、活動の必要性や意義を知ることができる良い内容という印象を持っております。助成事業完了後も、今回のモデル事業や事業報告書を基に、他団体や行政などに、得られた経験やノウハウをぜひ伝えていただき、制度化につながることを期待しております。

お問い合わせ先



〒169-0072 東京都新宿区大久保2-5-25

特定非営利活動法人えがおさんさん 電話 03-3209-8668

HP <http://www.egaosunsun.com/>

先進的・独創的活動支援事業（第3次助成分）

助成テーマ：貧困対策等社会的支援（福祉的支援）が必要な事業

NPO法人 くまもと支援の会

「ホームレス等生活支援・配食・サロン事業」

【助成金額：3,013千円】

事業概要

厳しい雇用情勢の中、ホームレスやネットカフェ難民といった人々を対象として、就労支援はもとより、心身の健康支援を目的に、おにぎりの配布、炊き出し時の健康相談、精神科医療の専門家による相談、仲間同士の情報交換やくつろぎの場の提供、女性専用シェルターなどを開設する事業を実施しました。

事業の内容

おにぎりの配布については、ボランティアが主体となって6コースに分かれて実施することができました。市販の風邪薬や貼るアンカも配布できました。

女性専用シェルターは、最初1名枠でスタートしましたが、需要があって最高5名のご利用がありました。女性であるが故に、緊急な対応をすることができたことは、支援する側として心強い思いがしました。

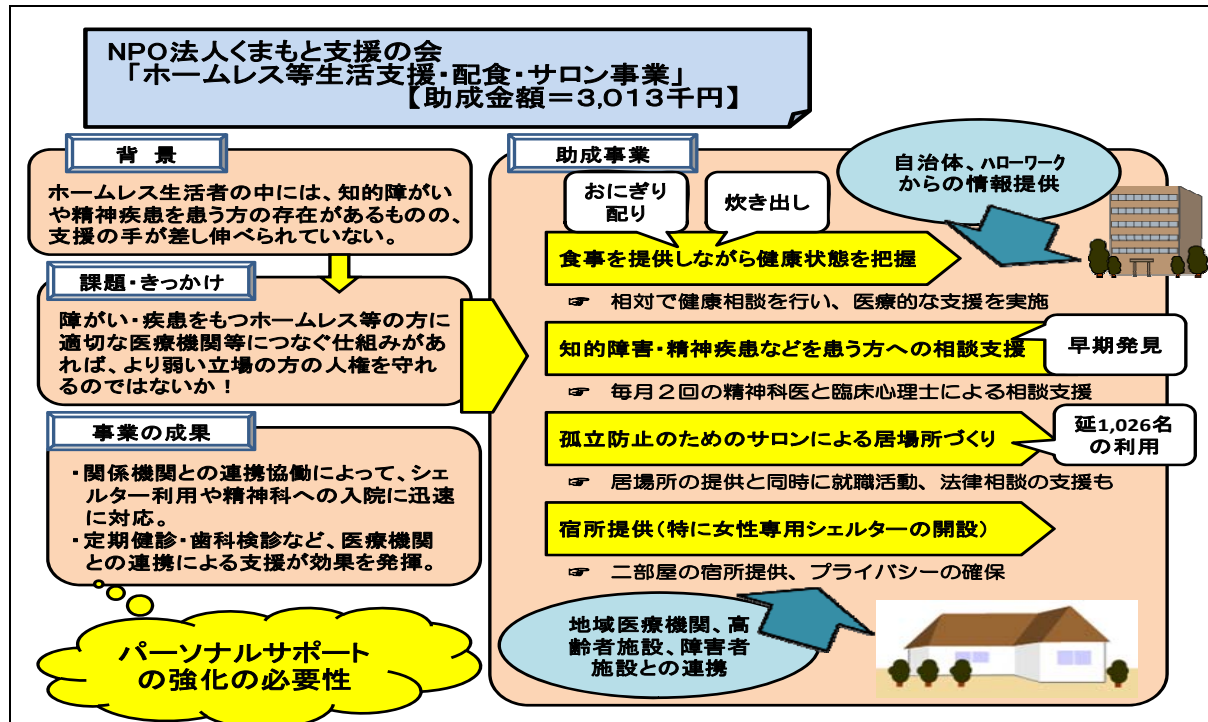
臨床心理士等の専門職を配置して、知的障害等のスクリーニングを実施したことにより、療育手帳取得の申請が増え、処遇の方向性が早めに確定できて、業務を効果的に遂行することができました。

サロン開設によって、孤立しがちと思われていたホームレスの方々に、情報提供と共に居場所を提供することができ、効果がありました。看護師と行政書士も嘱託採用して健康相談と借金問題の対応もでき、役立ちました。

事業の成果等

おにぎり配りや週2回の炊き出しなどを実施したことによって、当事者の方々の安否確認に役立ちましたが、冬季は路上死の知らせは聞いておりません。年末年始にはシェルター利用数を多めにしましたが、これも悪い知らせのない効果の表れだと思います。

また、家出して車上生活をしていた20代の女性を女性専用シェルターへ保護し、ご両親との間に立って支援したことにより、ご家族のもとに帰っていただくことができたのは、シェルターの効用の一つだと考えています。



事務局のコメント

- 「すべてはこころのつながりから」という理念を持ち、これまでその理念に基づき事業を行ってきた結果として、県内の行政からの確固たる信頼を得ていること、医療機関等他の機関との連携関係が構築されていることに感銘を受けました。
- 本事業において、全国的にもあまり例を見ない女性専用シェルターの設置・運営を行う中で5名の方々を保護・支援し、自立に向けた一歩を踏み出させたことについては、現在、女性のホームレスの方が増えている中で全国的に対策が遅れている状況に対応したものであり、今後、全国へ波及していく先進的な取り組みとして高く評価できるものであると感じました。
- 事業運営においては、炊き出し等のボランティアの方の数は十分に足りているとのことでしたが、個々人のより深い部分まで関わって支援を行える人材に関しては不足しているとのことで、県内全域をしっかりと対応できる状況を維持するうえでも、人材育成・確保は喫緊の課題だと感じました。
- 貴法人としても今後の課題として、支援の中で弱い部分（パーソナルサポート）や財政確保の活動強化を上げておられましたが、活動を継続していくうえでのステップアップとして、認定NPOの取得に向けて検討しているとのことでしたので、課題を乗り越えてのさらなる飛躍に期待しております。今後ともぜひ活動の動向などをお知らせいただければと存じます。

お問い合わせ先



〒860-0004 熊本市新町 4-1-8 マリオンパレス 87
 NPO 法人くまもと支援の会 電話 096-245-7521
 HP <http://npokumamotoshien.racms.jp/>

地域活動支援事業（第1次助成分）

助成テーマ：高齢者・障害者が主体的・積極的に活動することができるよう創意工夫を活かした場の提供等を図る事業

社会福祉法人秋田市社会福祉協議会

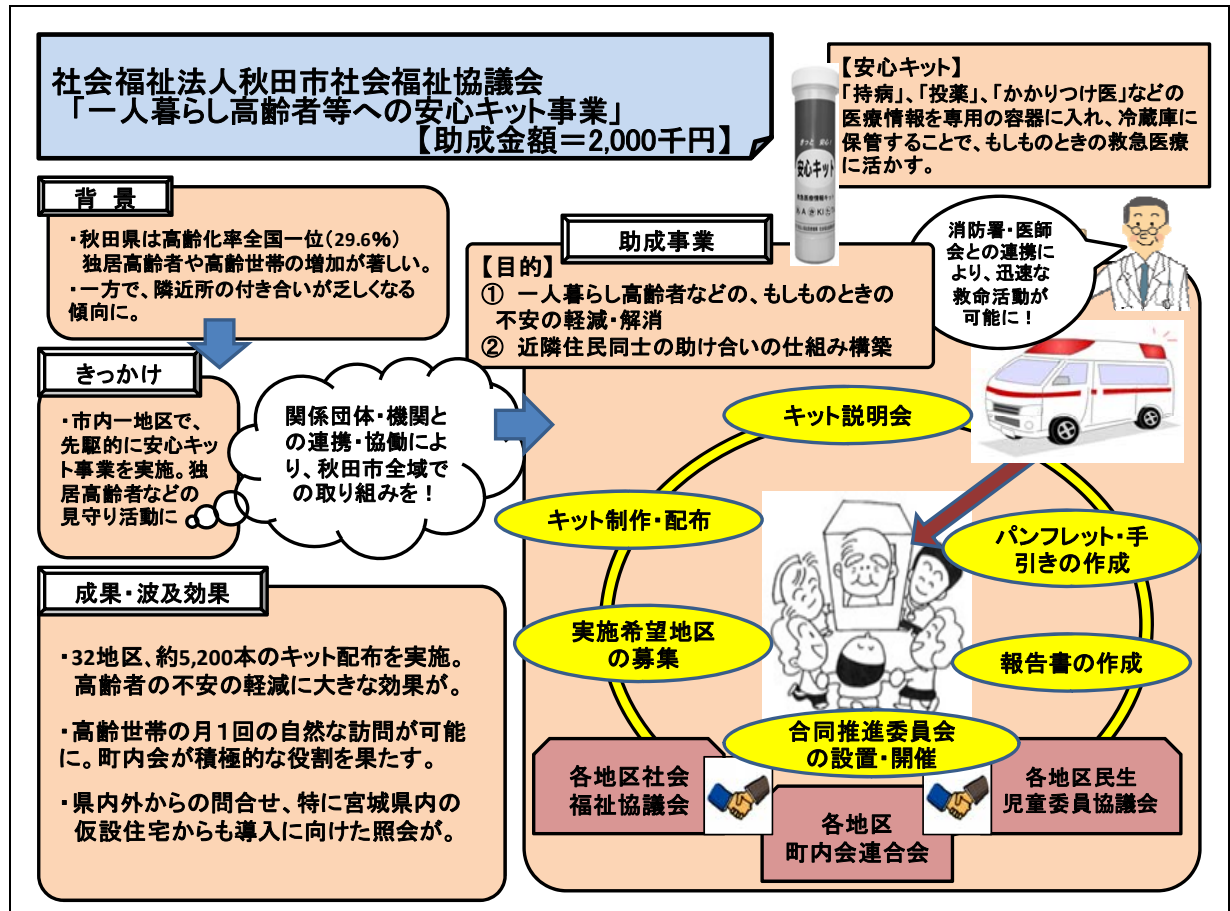
「一人暮らし高齢者等への安心キット事業」

【助成金額：2,000千円】

事業概要

秋田市内の75歳以上の一人暮らし高齢者、80歳以上の高齢世帯などに対して、「持病」、「投薬」、「かかりつけ医」などの医療情報を入れる専用容器（安心キット）を配布。自宅の冷蔵庫にこの容器を保管しておくことで、具合が悪くなり救急車を呼ぶなどの「もしも…」のときに、その情報を救急医療に活かすという取り組みです。秋田市社協が安心キットをまとめて製作したうえ、各地区の町内会・民生委員・社協が「主体」となって、希望する対象者の方々へ無料で配布しました。これにより、高齢者等の不安の軽減を図るとともに、地域での声かけ・訪問活動の充実を狙いとして実施しました。

事業の内容



事業の成果等

安心キットを配布したことによって、高齢者を中心に多くの人が抱えている、いざというときの不安を軽減することができたことは、何よりの成果だと感じています。

また、この事業の実施体制を「地区社会福祉協議会」、「地区民生児童委員協議会」、「地区町内会連合会」の協働体制としたことにより、多くの地区で三者による話し合いの場が設けられ、各地区の地域福祉活動の土台となっている三者の連携がさらに強化されたことは、評価できる点だと思っています。

さらに、見守りネットワーク事業と連携して行うことを当初からの柱としていたことから、「安心キット」が、地域の声かけ、訪問活動のきっかけになり、希薄化が進む地域での起爆剤として期待されます。

なお、いざというときに不安を感じているのは、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯だけではないという声を沢山いただいたことから、キットの配布は、年齢条件の緩和を含めて対象となる世帯の拡大をしていくことが課題となっています。

事務局のコメント

- 当該事業は、単に「安心キット」を配布することを目的とせず、キットの配布を手段として、単身独居高齢者などの不安を取り除くためにどのような地域の協働体制を築いていけるか、ということですが、地域の関係機関を巻き込んだ事業として優れているものと考えられます。
- 秋田市内の地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、地区町内会連合会の三者連絡協議会が設置されたことをきっかけに、身近な自治会レベルでの訪問や見守り活動が形成されつつあることから、地域での助け合いの仕組みの構築に繋がっています。
- 特に、これまで地域住民自身が高齢者の状態については希薄な意識であったものが、キットの配布を通じて近所の様子を知ることや声掛けに繋がったことで、高齢者の不安の軽減に役立っていると反応があったことは、良質なモデル事例として具体的な成果があがったのではないかと考えます。
- なお、当該事業をホームページで広く公開したこと等によって、被災地の仮設住宅を含め、県内外から問い合わせが複数来ているとのことですが、この仕組みが、それぞれの地域住民を広く巻き込んだ高齢者への見守りづくりに繋がるよう期待しております。

お問い合わせ先



〒010-0976 秋田市八橋南1-8-2

社会福祉法人秋田市社会福祉協議会

電話 018-862-7445 HP <http://www.akita-city-shakyo.jp/>

地域活動支援事業（第2次助成分）

助成テーマ：貧困対策等社会的支援（福祉的支援）が必要な事業

特定非営利活動法人キッズドア

「困窮家庭でも利用可能な低額学習支援事業」

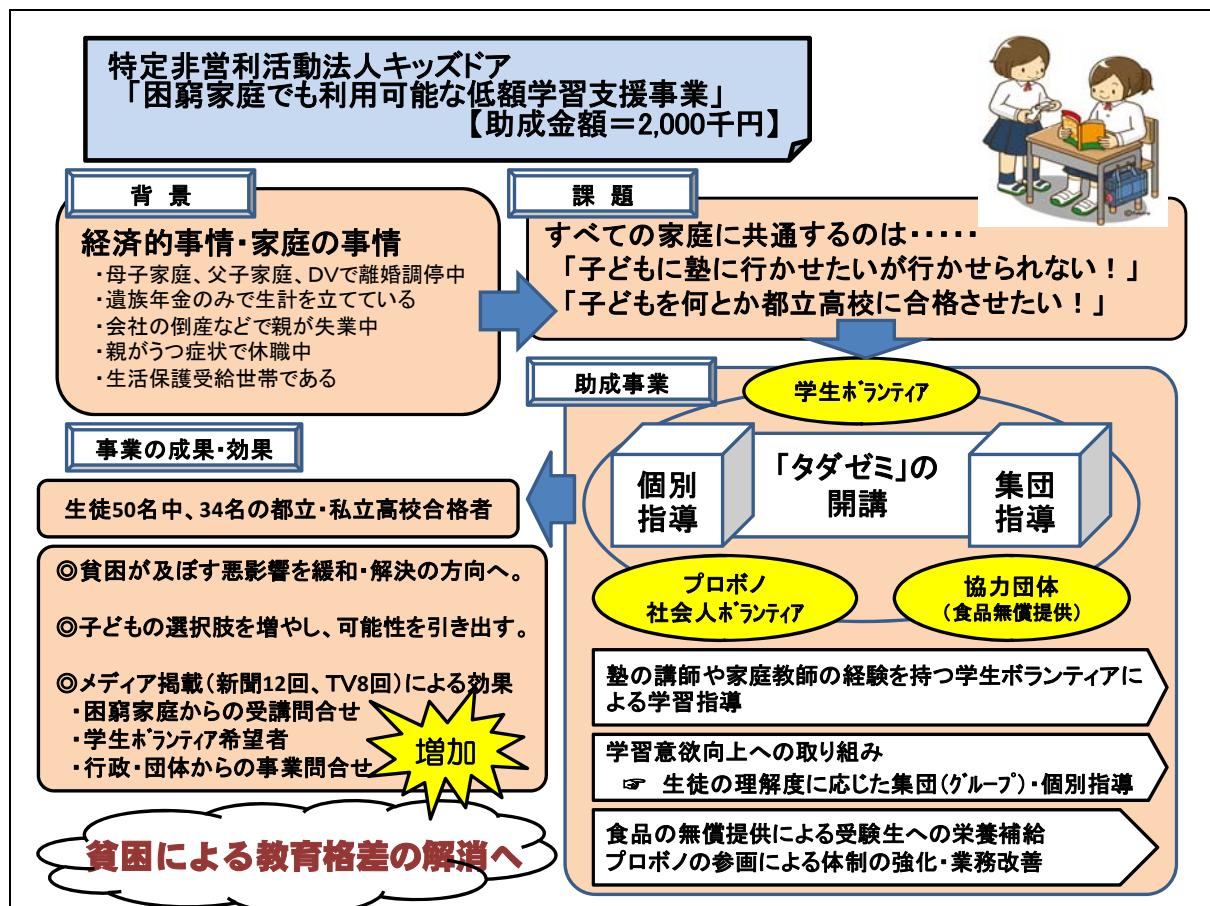
【助成金額：2,000千円】

事業概要

母子家庭などのひとり親家庭や、昨今の経済状況により困窮する家庭に育つ子どもたちが、塾や家庭教師などの有償学習支援を受けられず、高校受験などで「教育格差」が生じています。

この「教育格差」からの解消を目的として、学生ボランティアによって無償で高校受験のための学習支援を行う事業です。目標達成しやすい組織作り、メーリングリストや共有サイトの活用、学習支援のための教材や面談シートの開発で、効率よく指導できる仕組みを作っています。

事業の内容



事業の成果

本事業は、「日本の子どもの貧困」や「教育格差」という今まであまり日本社会で知られていなかった問題に正面から向き合い、それを克服する市民活動として、マスメディアにも多数とりあげられました（新聞 12 回、TV8 回等）。これにより、広く社会の人々に「日本の子どもたちの状況」や「国内の子ども支援」「教育支援」について考えていただくきっかけとなりました。

「自分たちの地域で同様の活動をしたい」という相談を多数いただいております、今後各地で同じ境遇にある子どもたちへの支援が広がるきっかけにもなりました。

また、困窮家庭ではインターネット環境がない、新聞等もとれないなど情報が行き届かないという点に気づき、そのようなご家庭に、私学助成金の案内等の有益な情報を積極的に届けました。

さらには、協力団体と相談し、冬場の栄養補給が必要な受験期間に合わせて「受験生応援パック」と称して食品を無償提供するなど、大変喜ばれました。

事務局のコメント

- 生活困窮世帯の子どもの学習支援ということで、それぞれの家庭環境等の事情により、勉強する意欲自体のない状態の子どもたちを、勉強する楽しさから教えていき、最終的にほとんどの子どもたちを進学へと持って行った点については、一定の成果があったと思います。
- また、成果を上げていくうえでの過程のなかで、困窮世帯における生活環境（ほとんどが母子家庭）の改善の一助としてもらうため、セカンドハーベスト・ジャパンに声掛けをし、食品提供を行うことにより、子どもたちの栄養管理や親との時間をより多く共有してもらうといった働きかけなど、様々な取り組みが行なわれていたことは、注目すべき点であると思われます。
- 結果として、積極的にアピールをせずともマスコミからの関心が多く寄せられ、学生ボランティアの増や他地域における事業の広がり、行政からの関心等、多くの波及効果をもたらしていると感じました。
- 現在、セカンドハーベスト・ジャパンと連携しながら、被災地において事業を実施されているとのことですが、復興の過程のなかで大切な活動の一つであると思いますので、今後の活動にも一層期待しております。

お問い合わせ先



〒103-0027 東京都中央区日本橋3-2-14 日本橋 KN ビル 4 階
特定非営利活動法人キッズドア

電話 03-5201-3899 HP <http://www.kidsdoor.net/>